

租税特別措置法等（所得税関係の事業所得等の課税の特例その他）の改正

目 次	
一 減価償却制度の改正……………	230
二 国庫補助金等の総収入金額不算入制度の改正……………	236
三 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取 得した場合の特別償却又は所得税額の 特別控除制度の改正……………	237
四 雇用者の数が増加した場合の所得税額 の特別控除制度の改正（改正後：特定 地域において雇用者の数が増加した場 合の所得税額の特別控除制度）……………	239
五 雇用者給与等支給額が増加した場合の 所得税額の特別控除制度の改正……………	243
六 生産性向上設備等を取 得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の廃 止……………	245
七 特定設備等の特別償却制度の改正……………	246
八 特定農産加工品生産設備の特別償却制 度の廃止……………	246
九 障害者を雇用する場合の機械等の割増 償却制度の改正……………	247
十 サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割 増償却制度の改正……………	248
十一 倉庫用建物等の割増償却制度の改正 ……………	249
十二 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の改 正……………	251
十三 特定災害防止準備金制度の改正……………	251
十四 探鉱準備金制度の改正……………	252
十五 中小事業者の少額減価償却資産の取 得価額の必要経費算入の特例の改正……………	253
十六 相続財産に係る譲渡所得の課税の特 例の改正……………	253
十七 国等に対して重要文化財等を譲渡し た場合の譲渡所得の課税の特例の改正 ……………	255
十八 債務処理計画に基づき資産を贈与し た場合の課税の特例の改正……………	255
十九 簡素な給付措置（臨時福祉給付金） の非課税措置の改正及び年金生活者等 支援臨時福祉給付金の非課税措置の創 設……………	256
二十 セルフメディケーション税制（特定 一般用医薬品等購入費を支払った場合 の医療費控除の特例）の創設……………	261
二十一 公益社団法人等に寄附をした場合 の所得税額の特別控除制度の改正……………	268
二十二 国税通則法の延滞税の計算期間の 改正に伴う所要の改正……………	279
二十三 農業協同組合法等の改正に伴う所 要の改正（農業生産法人に現物出資 した場合の納期限の特例等に関する 経過措置等の改正）……………	281
二十四 復興産業集積区域等において機械 等を取 得した場合の特別償却又は所 得税額の特別控除制度の改正……………	286
二十五 復興産業集積区域において被災雇 用者等を雇用した場合の所得税額の 特別控除制度の改正……………	288
二十六 復興産業集積区域における開発研 究用資産の特別償却等制度の改正……………	288
二十七 被災代替資産等の特別償却制度の 改正……………	289
二十八 特定土地区画整理事業等のために 土地等を譲渡した場合の2,000万円 特別控除の特例の改正……………	290
二十九 特定の事業用資産の買換え等の場 合の譲渡所得の課税の特例の改正……………	292
三十 復興指定会社が発行した株式を取 得した場合の課税の特例の改正……………	293

一 減価償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

個人が、その年12月31日において有する減価償却資産について、その個人が選定した償却の方法により、耐用年数に応じて計算した金額は、その年分の不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています（所法49）。

(1) 償却の方法

減価償却資産の償却費の額の計算上選定することができる償却の方法は、次のとおりとされています（所令120、旧所令120の2）。

① 平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産（国外リース資産にあつては、リース契約が平成20年3月31日までに締結されたものの）

イ 建物（鉱業用減価償却資産を除きます。）

(イ) 平成10年3月31日以前に取得された建物 旧定額法又は旧定率法

(ロ) (イ)の建物以外の建物 旧定額法

ロ 建物附属設備、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具、工具及び器具備品（鉱業用減価償却資産及び国外リース資産を除きます。） 旧定額法又は旧定率法

ハ 鉱業用減価償却資産（鉱業権及び国外リース資産を除きます。） 旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法

ニ 無形減価償却資産（鉱業権を除きます。）及び生物 旧定額法

ホ 鉱業権 旧定額法又は旧生産高比例法

ヘ 国外リース資産 旧国外リース期間定額法

(注) 「鉱業用減価償却資産」とは、鉱業経営上直接必要な資産で鉱業の廃止により著しくその価値が減少するものをいいます（所令120②）。

(参考) 上記の償却の方法による償却費の額の計算は、次のとおりとされています。

1 旧定額法

減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額にその償却費が毎年同一となるように定められたその資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を、各年分の償却費として償却する方法をいいます。

2 旧定率法

減価償却資産の取得価額（第2年目以後の償却の場合にあつては、その取得価額から既に償却費として各年分の必要経費に算入された金額を控除した金額（以下「未償却残高」といいます。））にその償却費が毎年一定の割合で減減するように定められたその資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を、各年分の償却費として償却する方法をいいます。

3 旧生産高比例法

鉱業用減価償却資産の取得価額から残存価額を控除した金額を、その資産の耐用年数又は鉱区の採掘予定年数のいずれか短い期間におけるその鉱区の採掘予定数量で除して計算した金額に、各年の採掘数量を乗じて計算した金額を、各年分の償却費として償却する方法をいいます。

4 旧国外リース期間定額法

リース取引に係る国外リース資産の取得価額から見積残存価額を控除した残額を国外リース資産の賃貸借の期間の月数で除して計算した金額に、その年におけるその国外リース資産の賃貸借の期間の月数を乗じて計算した金額を、各年分の償却費として償却する方法をいいます。

② 平成19年4月1日以後に取得された減価償

却資産（リース資産にあつては、リース契約が平成20年4月1日以後に締結されたもの）

イ 建物（鉱業用減価償却資産及びリース資産を除きます。） 定額法

ロ 建物附属設備、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具、工具及び器具備品（鉱業用減価償却資産及びリース資産を除きます。） 定額法又は定率法

ハ 鉱業用減価償却資産（鉱業権及びリース資産を除きます。） 定額法、定率法又は生産高比例法

ニ 無形減価償却資産（鉱業権及びリース資産を除きます。）及び生物 定額法

ホ 鉱業権 定額法又は生産高比例法

ヘ リース資産 リース期間定額法

(参考) 上記の償却の方法による償却費の額の計算は、次のとおりとされています。

1 定額法

減価償却資産の取得価額にその償却費が毎年同一となるように定められたその資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を、各年分の償却費として償却する方法をいいます。

2 定率法

減価償却資産の未償却残高にその償却費が毎年次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合で通減するように定められたその資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額（以下「調整前償却額」といいます。）を、各年分の償却費とし、その後、この調整前償却額が償却保証額に満たないこととなった場合には、改定取得価額にその償却費がその後毎年同一になるような改定償却率を乗じて計算した金額を、各年分の償却費として償却する方法をいいます。

① 平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産 1 から定額法の償却率を2.5倍した割合を控除した割合

② 平成24年4月1日以後に取得された

減価償却資産 1 から定額法の償却率を2倍した割合を控除した割合

(注1) 「償却保証額」とは、減価償却資産の取得価額にその資産の耐用年数に応じた保証率を乗じて計算した金額をいいます。

(注2) 「改定取得価額」とは、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額をいいます。

(イ) 調整前償却額が償却保証額に満たない場合（その年の前年における調整前償却額が償却保証額以上である場合に限り、その減価償却資産の未償却残高

高

(ロ) 連続する2以上の年において減価償却資産の調整前償却額がいずれも償却保証額に満たない場合 連続する2以上の年のうち最も古い年における未償却残高

(注3) 上記①に掲げる資産に係る定率法を250%定率法といい、上記②に掲げる資産に係る定率法を200%定率法といいます。

3 生産高比例法

鉱業用減価償却資産の取得価額を、その資産の耐用年数又は鉱区の採掘予定年数のいずれか短い期間におけるその鉱区の採掘予定数量で除して計算した金額に、各年の採掘数量を乗じて計算した金額を、各年分の償却費として償却する方法をいいます。

4 リース期間定額法

リース資産の取得価額をそのリース資産のリース期間の月数で除し、これにその年におけるリース期間の月数を乗じて計算した金額を、各年分の償却費として償却する方法をいいます。

(2) 特別な償却の方法等

居住者は、その有する一定の減価償却資産の償却費の額を上記(1)イからホまで及び②ロからホまでのとおり定められている方法以外の償却の方法（特別な償却の方法）により計算することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年分以後の各年分の償却費の計算については、その承認を受けた償却の方法を選定することができることとされています（旧所令120の3）。

また、取替資産の償却費の額の計算については、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、その採用している償却の方法に代えて、取替法を選定することができることとされています（旧所令121①）。

(注1) 「取替資産」とは、軌条、枕木その他多量に同一の目的のために使用される減価償却資産で、毎年使用に耐えなくなったこれらの資産の一部がほぼ同数量ずつ取り替えられるものをいいます（旧所令121③）。

(注2) 「取替法」とは、次の金額の合計額を各年分の償却費として償却する方法をいいます（旧所令121②）。

イ 取替資産につきその取得価額（次のロの新たな資産の取得価額に相当する金額を除き、その資産が昭和27年12月31日以前に取得されたものである場合には、その資産に係る所得税法第61条第3項に規定する昭和28年1月1日における価額として政令で定める金額とされます。）の100分の50に達するまで旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法のうちいずれかの方法により計算した金額

ロ 取替資産が使用に耐えなくなったためその年において種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合におけるその新たな資産の取得価額

(3) 償却の方法の選定等

① 償却の方法の選定の原則

減価償却資産の償却の方法は、資産区分ごとに選定しなければならないこととされ（旧所令123①）、新たに業務を開始した日、既によるべき償却の方法を選定している減価償却資産以外の資産を取得した日等といったその個人の区分に応じた一定の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、上記(1)の償却の方法のうちそのよるべき方法を「減価償却資産の償却方法の届出書」により納税地の所轄税務署長に届け出なければならないこととされています（所令123②）。

(注) 「資産区分」とは、平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産と同年4月1日以後に取得された減価償却資産との区分ごと、かつ、その減価償却資産の種類ごとの区分をいいます。

また、2以上の事業所又は船舶を有する個人がその事業所又は船舶ごとの資産区分ごとに、選定しようとする償却の方法を上記の個人の区分に応じた一定の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、上記の届出書により納税地の所轄税務署長に届け出ることとなります（所令123②）。

なお、選定できる償却の方法が、旧定額法のみである建物、無形固定資産又は生物や定額法のみである建物、無形固定資産又は生物等については、届出は不要とされ、これらの減価償却資産の取得の日において、それぞれ旧定額法、定額法等の償却の方法を選定したものとみなされます（旧所令123②④）。

② 償却の方法の選定の特例

旧償却方法適用資産（平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産をいいます。）につき既にそのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法を選定している場合において、新償却方法適用資産（同年4月1日以後に取得された減価償却資産）で、同年3月31日以前に取得されたとしたならば旧償却方法適用資産と同一の資産区分に属するものにつき上記①の届出をしてい

ないときは、当該新償却方法適用資産については、旧償却方法適用資産につき選定した次に掲げる償却の方法の区分に応じ次に定める償却の方法を選定したものとみなされます（旧所令123③）。ただし、既に下記④の償却の方法の変更の承認を受けた新償却方法適用資産と同一の資産区分に属する新償却方法適用資産については、この特例の適用はありません。

- イ 旧定額法 定額法
- ロ 旧定率法 定率法
- ハ 旧生産高比例法 生産高比例法

③ 法定償却方法

上記①又は②により減価償却資産について、償却の方法を選定しなかった場合の償却の方法は、次のとおりです（所令125）。

イ 平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産

- (イ) 上記(1)①イ(イ)及びロの減価償却資産 旧定額法
- (ロ) 上記(1)①ハ及びホの減価償却資産 旧生産高比例法

ロ 平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産

- (イ) 上記(1)②ロの減価償却資産 定額法
- (ロ) 上記(1)②ハ及びホの減価償却資産 生産高比例法

④ 償却の方法の変更

減価償却資産につき選定した償却の方法を変更しようとするとき又は2以上の事業所若しくは船舶を有し事業所若しくは船舶ごとに償却の方法を選定していない場合で事業所若しくは船舶ごとに償却の方法を選定しようとするときは、その新たな償却の方法を採用しようとする年の3月15日までに、その旨、変更しようとする理由その他一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければいけないこととされています（所令124①②）。

(4) 資本的支出

減価償却資産について資本的支出をした金額がある場合には、その金額を取得価額として、その資本的支出の対象となった減価償却資産の種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとすることとされています（所令127①）。

なお、資本的支出の対象となった減価償却資産（平成24年3月31日以前に取得された資産を除きます。）及び上記の新たに取得したものとされた減価償却資産（以下「追加償却資産」といいます。）について定率法を採用しているときは、資本的支出をした年の翌年1月1日においてこれらの取得価額を合算した価額を取得価額とする新たな減価償却資産を取得したものとすることができることとされています（所令127④）。

また、追加償却資産について定率法を採用しているときは、資本的支出をした年の翌年1月1日において追加償却資産どうし（種類及び耐用年数が同じものに限ります。）の取得価額を合算した価額を取得価額とする新たな減価償却資産を取得したものとすることができることとされています（所令127⑤）。

2 改正の内容

減価償却制度について、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の減価償却の方法のうち、定率法を廃止し、これらの資産の償却の方法を次のとおりとする他にこれに伴う所要の整備が行われました。

資産の区分	償却方法
建物附属設備及び構築物（鉱業用のこれらの資産を除きます。）	定額法
鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備及び構築物に限ります。）	定額法又は生産高比例法

(注) リース期間定額法、取替法等は存置します。

(参考) 改正の趣旨については後掲の「法人税法等の改正」の「三 減価償却」で述べられていますので、ご参照ください。
具体的には、次の改正が行われました。

(1) 償却の方法の見直し

平成28年4月1日以後に取得された建物と一体的に整備される建物附属設備や、建物と同様に長期安定的に使用される構築物については、建物と同じく償却方法が定額法に一本化されました（所令120の2①一）。

また、鉱業用減価償却資産のうち、平成28年4月1日以後に取得された建物、建物附属設備及び構築物（以下「鉱業用建築物」といいます。）については、償却方法が定額法又は生産高比例法の選択制とされました（所令120の2①三）。

(2) 特別な償却の方法の所要の見直し等

上記1(2)の特別な償却の方法を選定することができる減価償却資産の範囲から、平成28年4月1日以後に取得された建物附属設備及び構築物（鉱業用減価償却資産を除きます。）が除かれるとともに、鉱業用建築物について選定することができる特別な償却の方法から、定率法その他これに準ずる方法が除かれました（所令120の3①）。

なお、税務署長は、特別な償却の方法の承認に係る申請書により、鉱業用建築物について承認を受けようとする特別な償却の方法が定率法その他これに準ずる方法であると認める場合には、その申請を却下するものとされています（所令120の3③）。

また、平成28年4月1日以後に取得された構築物について取替法を選定した場合の、上記1(2)（注2）イの取得価額の100分の50に達するまでの償却の方法は定額法に限られることとなります（所令121①②一）。

(3) 償却の方法の選定についての整備

① 資産区分の見直し

減価償却資産の償却の方法については、上記1(3)①のとおり平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産と同年4月1日以後に取得された減価償却資産との区分ごとに、かつ、その減価償却資産の種類ごとの区分とされていましたが、鉱業用建築物については、平成19年4月1日以後に取得された他の鉱業用減価償却資産とは別の区分とされました（所令123①）。

② 届出の見直し

平成28年4月1日以後に取得された建物附属設備及び構築物（鉱業用減価償却資産を除きます。）については、その償却の方法が定額法のみとされましたので届出は不要とされ（所令123②）、これらの減価償却資産については、その取得をした日に定額法を選定したものとみなされることとされました（所令123⑤）。

③ 旧償却方法適用資産がある場合の償却の方法の選定の特例の見直し

鉱業用建築物については、これと同一の資産区分とされる旧償却方法適用資産につき旧定率法を選定していた場合であっても、定率法を選定したものとみなさないこととされました（所令123③）。

④ 旧選定対象資産がある場合の償却の方法の選定の特例の創設

平成28年3月31日以前に取得された鉱業用減価償却資産（旧選定対象資産）について、既に定額法を選定している場合において、鉱業用建築物で、同日以前に取得されたとしたならば旧選定対象資産と同一の資産区分に属するものについては定額法を選定したものとみなすこととされました（所令123④）。

(注) 平成19年4月1日以後に取得された鉱業用減価償却資産の法定償却方法は上記1(3)③のとおり生産高比例法です。

(4) 減価償却資産の範囲の改正

減価償却資産のうち無形固定資産の範囲について、次の改正が行われました（所令6八）。

① 電気ガス供給施設利用権の対象となる電気事業が一般送配電事業、送電事業及び発電事業とされました（所令6八カ）。

（注） この改正は、平成28年2月17日に公布された「電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成28年政令第43号）」第10条において措置されています。

② 無形固定資産から熱供給施設利用権が除外されました（旧所令6八ヨ）。

（注） この改正は、平成28年2月24日に公布された「電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年政令第48号）」第2条において措置されています。

3 適用関係

(1) 上記2(1)から(3)までの改正は、平成28年分以後の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正所令附則8①）。

(2) 償却の方法の変更の手続についての改正はありませんので、新たな償却の方法を採用しようとする年の3月15日までに償却方法の変更の承認申請書を納税地の所轄税務署に提出し、その承認を受けなければならないこととされています（所令124）が、平成28年分の所得税について、建物、建物附属設備及び構築物についてその選定した償却の方法を変更しようとする場合において、同年分の所得税に係る確定申告期限までに、新たな償却の方法、変更しようとする理由その他一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書の提出をもってその償却の方法の変更についての納税地の所轄税務署長の承認があったものとみなす経過措置が設けられています（改正所令附則8②、改正所規附則7）。

(3) 個人が平成28年1月1日から同年3月31日までの間に減価償却資産について支出した金額について、上記1(4)により平成29年1月1日において新たに取得したものとされる減価償却資産は、平成28年4月1日前に取得された資産に該当するものとして200%定率法により償却費の額を計算することができることとされています（改正所令附則8③）。

(4) 上記2(4)①の改正は、個人が平成28年4月1日以後に取得する電気ガス供給施設利用権について適用し、個人が同日前に取得した電気ガス供給施設利用権については、従前どおりとされています（改正電事法等整備等政令附則2①）。

なお、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第23条第1項に規定する特別小売供給を行う事業を営む同法附則第4条第2項に規定するみなし登録特定送配電事業者（同法第1条の規定による改正前の電気事業法の特定電気事業の認可を受けていた者）に対してその事業に係る電気の供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を受ける権利（平成33年3月31日までに取得されたものに限り）は、電気ガス供給施設利用権とみなすこととされています（改正電事法等整備等政令附則2②）。

(5) 上記2(4)②の改正は、個人が平成28年4月1日前に取得した熱供給施設利用権については、従前どおりとされています（改正電事法等整備等政令附則2①）。

なお、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第50条第1項に規定する指定旧供給区域熱供給を行う事業を営む同項に規定するみなし熱供給事業者（同法第7条の規定による改正前の熱供給事業法の熱供給事業の認可を受けていた者）に対してその事業に係る熱供給事業法第2条第4項に規定する熱供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して同条第1項に規定する熱供給を受ける権利は、無形固定資産とみなすこととされています（改正電事法等整備等政令附則2

- ②)。また、この無形固定資産とみなされる熟供給を受ける権利の耐用年数は、15年とされていません（改正耐用年数省令附則⑤）。

二 国庫補助金等の総収入金額不算入制度の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者が、各年において固定資産（山林を含みます。）の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これに準ずる次の①から⑥までに掲げるもの（以下「国庫補助金等」といいます。）の交付を受け、その年においてその国庫補助金等をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合には、その国庫補助金等の返還を要しないことがその年12月31日（その者がその取得又は改良をした後その年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）までに確定した場合に限り、その国庫補助金等のうちその固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととされています（所法42①、旧所令89）。
- ① 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の助成金
- ② 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金
- ③ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金（外国法人、外国の政府若しくは地方公共団体に置かれる試験研究機関（試験所、研究所その他これらに類する機関をいいます。）、国際機関に置かれる試験研究機関若しくは外国

の大学若しくはその附属の試験研究機関（外国試験研究機関等）又は外国試験研究機関等の研究員と共同して行う試験研究に関する助成金を除きます。）

- ④ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく独立行政法人空港周辺整備機構、成田国際空港株式会社又は新関西国際空港株式会社の補助金
- ⑤ 独立行政法人農畜産業振興機構法に基づく独立行政法人農畜産業振興機構の補助金
- ⑥ 日本たばこ産業株式会社が日本たばこ産業株式会社法の認可を受けた事業計画に定めるところに従って交付する葉たばこの生産基盤の強化のための助成金
- (2) また、居住者が各年において国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける固定資産を取得した場合には、その固定資産の価額に相当する金額は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととされています（所法42②）。

2 改正の内容

この制度の対象となる国庫補助金等の範囲から上記1(1)④の独立行政法人空港周辺整備機構、成田国際空港株式会社及び新関西国際空港株式会社の補助金が除外されました（旧所令89四）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成28年4月1日前に交付を受けた補助金については従前どりとされています（改正所令附則6）。

三 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、平成23年6月30日から平成28年3月31日までの間にエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、これをその取得等をした日から1年以内に国内にあるその個人の事業の用に供した場合には、その用に供した年においてそのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却（平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をした特定エネルギー環境負荷低減推進設備等については、即時償却）ができることとされています（旧措法10の2①②⑥）。

また、青色申告書を提出する中小事業者に該当する個人は、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の7%相当額（その年分の調整前事業所得税額の20%相当額を限度とし、控除できなかった金額については1年間の繰越しが可能）の税額控除との選択適用ができることとされています（旧措法10の2③～⑤）。

（注1）「エネルギー環境負荷低減推進設備等」とは次の減価償却資産をいい、「特定エネルギー環境負荷低減推進設備等」とは次の②の減価償却資産をいいます（旧措法10の2①、旧措令5の4①～⑥、旧平成23年6月財務省告示第219号）。

- ① 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備（以下「認定発電設備」といいます。）に該当する太陽光発電設備でその出力が10kW以上であるもの
- ② 認定発電設備に該当する風力発電設備でその出力が1万kW以上であるもの
- ③ 新エネルギー利用設備等（中小水力発電設備、水熱利用設備 等）
- ④ 二酸化炭素排出抑制設備等（コンバイン

ドサイクル発電ガスタービン、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、電気自動車専用急速充電設備 等）

⑤ エネルギー使用制御設備

（注2）「中小事業者」とは、租税特別措置法第10条第6項第4号に規定する中小事業者をいいます（旧措法10の2③）。以下四、五、八、十五、二十七においても同様です。

（注3）「調整前事業所得税額」とは、租税特別措置法第10条第6項第2号に規定する調整前事業所得税額をいいます（旧措法10の2③）。以下六までにおいても同様です。なお、この調整前事業所得税額について、各税額控除の改廃等に伴う所要の改正が行われています（措令5の3⑦）。

2 改正の内容

(1) 即時償却に係る措置の廃止

特定エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をした場合の即時償却に係る措置は、適用期限（平成28年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法10の2⑥）。

（注） 特定エネルギー環境負荷低減推進設備等である風力発電設備は、エネルギー環境負荷低減推進設備等からは除外されていませんので、引き続き上記1の30%の特別償却（及び7%の税額控除）の対象です。

(2) 車両及び運搬具の税額控除の対象からの除外
税額控除の対象資産から、車両及び運搬具が除外されました（措法10の2③）。

(3) 対象資産の見直し

① 追加

この制度の対象資産となる新エネルギー利用設備等（上記1（注1）③）に次の資産が

追加されました。なお、上記(1)の改正に伴い、太陽光発電設備及び風力発電設備は新エネルギー利用設備等に統合されています。

- イ 太陽光発電設備のうち認定発電設備に該当しないものでその出力が10kW以上であるもの（措法10の2①一、措令5の4①一、平成23年6月財務省告示第219号別表一(1)）
 - ロ 風力発電設備のうち認定発電設備に該当しないものでその出力が1万kW以上であるもの（措法10の2①一、措令5の4①二、平成23年6月財務省告示第219号別表一(2)）
 - ハ 地熱発電設備（措法10の2①一、措令5の4①三、平成23年6月財務省告示第219号別表一(4)）
 - ニ 下水熱利用設備のうち管内設置型のもの（措法10の2①一、措令5の4①三、平成23年6月財務省告示第219号別表一(5)）
 - ホ 木質バイオマス発電設備（措法10の2①一、措令5の4①三、平成23年6月財務省告示第219号別表一（6一））
 - ヘ 木質バイオマス熱供給装置（措法10の2①一、措令5の4①三、平成23年6月財務省告示第219号別表一（6二））
- ② 除外

この制度の対象資産から次の資産が除外されました。

- イ 太陽光発電設備のうち認定発電設備に該当するもの（上記1（注1）①）（旧措法10の2①イ、旧措令5の4①、旧平成23年6月財務省告示第219号別表一）

（注） 認定発電設備に該当しない太陽光発電設備は、上記①のとおり、対象資産に追加されています。

なお、認定発電設備については、平成28年5月25日に可決・成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）により、発電事業の実施可能性（例えば、系統への接続契約締結を要件化）を確認した上で

認定する新たな認定制度が平成29年4月1日から導入されることとされておりませんが、上記のこの制度の対象資産から除外される認定発電設備について同日前までの間は同法による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備とする所要の経過措置が講じられています（改正法附則59②）。

- ロ 新エネルギー利用設備等（上記1（注1）③）のうち次の設備
 - イ 水熱利用設備（旧平成23年6月財務省告示第219号別表三(2)）
 - （注） 水熱利用設備のうち下水熱利用設備は、これまで対象資産であった取水型ものは除外されますが、上記①ニのとおり、管内設置型のものが対象資産に追加されています。
 - ロ 雪氷熱利用設備（旧平成23年6月財務省告示第219号別表三(3)）
 - ハ バイオマス利用装置のうち、紙・パルプ製造工程バイオマス燃焼ボイラー及びリグニン燃焼ボイラー（旧平成23年6月財務省告示第219号別表三（4一・二））
- ハ 二酸化炭素排出抑制設備等（上記1（注1）④）のうち次の設備
 - イ 電気自動車専用急速充電設備（旧平成23年6月財務省告示第219号別表四(5)）
 - ロ 高効率型電動熱源機（旧平成23年6月財務省告示第219号別表四(6)）
 - ハ 定置用蓄電設備（旧平成23年6月財務省告示第219号別表四(7)）
- ニ エネルギー使用制御設備（上記1（注1）⑤）（旧措法10の2①二、旧措令5の4④～⑥、旧措規5の7①②、旧平成23年6月財務省告示第219号別表五）

上記①イ及びロ並びに②イの改正に伴い、太陽光発電設備又は風力発電設備について本制度の適用を受ける場合に、その適用を受ける年分の確定申告書にその減価償却資産が対象資産に

該当するものであることを証する書類を添付しなければならないこととする措置は、廃止されました（旧措令5の4⑩、旧措規5の7③）。

(4) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました（措法10の2①）。

四 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正 （改正後：特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度）

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の3つの措置から構成されています。

(1) 基準雇用者数に係る措置

青色申告書を提出する個人が、適用年（平成24年から平成28年までの各年に限ります。）において、雇用の増加に係る要件を満たす場合、かつ、雇用保険法の適用事業を行っている場合（風俗営業又は性風俗関連特殊営業を行っている場合を除きます。）には、40万円にその個人の基準雇用者数を乗じて計算した金額（その年分の調整前事業所得税額の10%（中小事業者である場合には、20%）相当額を限度）の税額控除ができることとされています（旧措法10の5①）。ただし、離職者に係る要件を満たさない年においては、この措置の適用を受けることはできません（旧措法10の5⑥）。

（注1）「適用年」とは、平成24年から平成28年までの各年（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日（平成27年8月10日）から平成30年までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画（下記(2)（注2）参照）について認定を受けた個人にあっては、当該認定を受けた日の属

3 適用関係

上記2(1)から(3)までの改正は、個人が平成28年4月1日以後に取得等をするエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、個人が同日前に取得等をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等及び特定エネルギー環境負荷低減推進設備等については従前どおりとされています（改正法附則59①）。

する年以後3年内の各年を含みます。）をいい、平成24年以後に事業を開始した個人のもの開始した日の属する年（相続又は包括遺贈によりその事業を承継した日の属する年を除きます。）及びその事業を廃止した日の属する年を除きます（旧措法10の5④一）。

（注2）「雇用の増加に係る要件を満たす」とは、次の要件の全てを満たしていることをいいます（旧措法10の5①一～三）。

- ① 基準雇用者数が5人以上（中小事業者である場合には、2人以上）であることにつき、証明がされたこと。
- ② 基準雇用者割合が10%以上であること又はその適用年の前年の12月31日における雇用者の数が零であることにつき、証明がされたこと。
- ③ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

（注3）「基準雇用者数」とは、適用年の12月31日における雇用者の数からその前年の12月31日における雇用者のうちその適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者以外の者の数を減算した数をいい、「雇用者」とは、個人の使用人（その個人の親族等特別の関係のある者を除きます。）のうち一般被保険者に該当するものをいい、「一般被保

険者」とは、雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいい、「高年齢雇用者」とは、個人の使用人（その個人の親族等特別の関係のある者を除きます。）のうち同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものをいいます（旧措法10の5④二～四、旧措令5の6⑦）。

（注4）「基準雇用者割合」とは、基準雇用者数の適用年の前年の12月31日における雇用者のうちその適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者以外の者の数に対する割合をいいます（旧措法10の5④六）。

（注5）「給与等支給額」とは、個人の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額）のうち適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額（適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る給与等の支給額を除外して計算した金額）をいい、「給与等」とは、所得税法第28条第1項に規定する給与等のうち雇用者に対して支給するものをいいます（旧措法10の5④七・八）。

（注6）「比較給与等支給額」とは、個人の給与等の支給額のうち適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額（適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る給与等の支給額を除外して計算した金額。以下「適用年の前年分における給与等の支給額」といいます。）に、その適用年の前年分における給与等の支給額に基準雇用者割合を乗じて計算した金額の30%相当額を加算した金額をいいます（旧措法10の5④九）。

（注7）「離職者に係る要件」とは、その適用年及びその適用年の前年において離職者がいないことをいい、「離職者」とは、その個人の都合による雇用対策法施行規則附則第8条第2項第4号に規定する労働者の解雇によ

って離職をした雇用者及び高年齢雇用者をいい、「離職」とは、雇用保険法第4条第2項に規定する離職をいいます（旧措法10の5⑥、旧措規5の9④）。

（2）地方事業所基準雇用者数に係る措置

青色申告書を提出する個人で認定事業者であるものが、適用年において、上記(1)（注2）①及び③の要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行っている場合には、20万円（その個人が上記(1)（注2）②の要件を満たす場合には50万円）にその個人のその適用年の地方事業所基準雇用者数を乗じて計算した金額（その年分の調整前事業所得税額の30%相当額（その年において上記(1)の基準雇用者に係る措置による税額控除又は地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除制度（措法10の4）による税額控除の適用がある場合には、これらの税額控除の金額を先にその年分の調整前事業所得税額の30%相当額から控除した残額）を限度）の税額控除ができることとされています（旧措法10の5②）。ただし、離職者に係る要件を満たさない年においては、この措置の適用を受けることはできません（旧措法10の5⑥）。

（注1）「認定事業者」とは、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者をいいます（旧措法10の5②）。

（注2）「地方事業所基準雇用者数」とは、適用年の前々年の1月1日からその適用年の12月31日までの間に地域再生法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」といいます。）について計画の認定を受けた個人がその計画の認定に係る同条第6項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」といいます。）に従ってその計画の認定をした同条第1項に規定する認定都道府県知事

（以下「認定都道府県知事」といいます。）が作成した同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画（以下「認定地域再生計画」といいます。）に記載されている同法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域（その認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において整備した同法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」といいます。）のみをその個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として証明がされた数をいいます（旧措法10の5④五）。

(3) 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置

青色申告書を提出する個人で認定事業者であるもののうち上記(2)の措置の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける年以後の各適用年で地域再生法の地方活力向上地域特定業務施設整備計画（移転型計画に限ります。）の認定を受けた日の属する年以後の各年（基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない年以後の各年を除きます。）において雇用保険法の適用事業を行っている場合（風俗営業又は性風俗関連特殊営業を行っている場合を除きます。）には、30万円に地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額（その年分の調整前事業所得税額の30%相当額（その年分において上記(1)の基準雇用者数に係る措置による税額控除、上記(2)の地方事業所基準雇用者数に係る措置による税額控除又は地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除制度（措法10の4）による税額控除の適用がある場合には、これらの税額控除の金額を先にその年分の調整前事業所得税額の30%相当額から控除した残額）を限度）の税額控除ができることとされています（旧措法10の5③）。ただし、離職者に係る要件を満たさない年においては、この措置の適用を受けることはできま

せん（旧措法10の5⑥）。

（注）「地方事業所特別基準雇用者数」とは、適用年の前々年の1月1日からその適用年の12月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に関するものに限ります。）について計画の認定を受けた個人のその適用年及びその適用年前の各年のうち、その計画の認定を受けた日の属する年以後の各年のその個人がその計画の認定に係る認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従ってその計画の認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみをその個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として証明がされた数をいいます（旧措法10の5④十）。

2 改正の内容

(1) 基準雇用者数に係る措置の改組

上記1(1)の基準雇用者数に係る措置の対象が、雇用機会が不足している地域における無期かつフルタイムの新規雇用者に限定されました。具体的には、この措置の税額控除の計算の基礎となる基準雇用者数を、次の特定地域基準雇用者数とする見直しが行われています（この見直し後の措置を「特定地域基準雇用者数に係る措置」といいます。）（措法10の5①）。また、この見直しに伴い、この制度の名称も「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度」と改められました。

① 特定地域基準雇用者数

特定地域基準雇用者数とは、適用年の1月1日において地域雇用開発促進法第7条の同意雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」といいます。）内に所在する個人の事業所（その適用年において上記1(2)の地方事業所基準雇用者数に係る措置の適用を受ける場合には、その適用に係る特定業務施設を

除きます。）においてその適用年に新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者でその適用年の12月31日においてその事業所に勤務するものの数（その数がその事業所のみをその個人の事業所とみなした場合におけるその適用年の基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）として証明がされた数をいうこととされています（措法10の5④五）。

イ その個人との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと。

（注） この措置による税額控除の計算の基礎となる特定地域基準雇用者数は、その個人はその適用年の基準雇用者数（その適用年において上記1(2)の地方事業所基準雇用者数に係る措置の適用を受ける場合には、その適用に係る地方事業所基準雇用者数を控除した数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）が上限とされています（措法10の5①）。

② 特定地域基準雇用者数の証明

上記①の証明がされた数は、次に掲げる数について記載された書類（個人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が交付する雇用対策法施行規則附則第8条第3項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（その個人の雇用促進計画の達成状況のうち特定地域事業所に係るものが確認できるものに限りま

す。）の写し）を確定申告書に添付することにより証明がされた次のイに掲げる数をいいます（措令5の6⑧、措規5の9②）。

イ 適用年の1月1日において同意雇用開発促進地域内に所在する個人の事業所（以下「特定地域事業所」といいます。）においてその適用年に新たに雇用された上記①イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者でその適用年の12月31日においてその雇用された特

定地域事業所に勤務するものの数

ロ 特定地域事業所のみを個人の事業所とみなした場合における適用年の基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数

(2) その他の見直し

① 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）により雇用保険法が改正され、65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用の対象とすることとされ、高年齢継続被保険者とあわせて高年齢被保険者と定義されました（雇用保険法37の2①）。これに伴い、この制度において、基準雇用者数、基準雇用者割合及び比較雇用者給与等支給額の計算上適用年の前年12月31日における雇用者の数から除くこととされている適用年の12月31日における高年齢雇用者並びに離職に係る要件の判定上雇用者と同様とされている高年齢雇用者について、個人の使用人のうち雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものとされました（措法10の5④三）。

② 個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等が他の者に含まれることが明確化されました（措法10の5④九）。

(3) 適用期限の延長

上記1(1)の基準雇用者数に係る措置の適用期限が平成30年まで2年延長されました（措法10の5①④一）。

(4) 所得拡大促進税制との重複適用禁止措置の廃止

この制度と雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度（措法10の5の3）との重複適用禁止措置が廃止されました。詳細については後述の「五 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正」をご参照ください。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、平成29年分以後の所得税について適用し、平成28年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則

60）。

- (2) 上記2(2)①の改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（平成29年1月1日）から施行することとされています（改正法附則1十三）。

五 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、平成26年から平成30年までの各年において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときには、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下「雇用者給与等支給増加額」といいます。）の10%相当額（その年分の調整前事業所得税額の10%（中小事業者である場合には、20%）相当額を限度）の税額控除を行うことができることとされています（旧措法10の5の3①）。

- (1) 雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給増加額に対する割合が次の年の区分に応じ次の割合以上であること。

- | | |
|-------------------|----|
| ① 平成26年又は平成27年 | 2% |
| ② 平成28年 | 3% |
| ③ 平成29年又は平成30年 | 4% |
| （中小事業者である場合には、3%） | |
| ④ 平成30年 | 5% |
| （中小事業者である場合には、3%） | |

- (2) 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること。

- (3) 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。

(注1) 「国内雇用者」とは、この制度の適用を受ける個人の使用人（個人と特殊の関係のある者を除きます。）のうち国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された者をいいます（旧措法

10の5の3②一、旧措令5の6の3③④）。

(注2) 「雇用者給与等支給額」とは、この制度の適用を受けようとする年（以下「適用年」といいます。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額。以下「給与等支給額」といいます。）をいいます（旧措法10の5の3②三）。

(注3) 「基準雇用者給与等支給額」とは、原則として、平成25年分の給与等支給額をいいます（旧措法10の5の3②四）。

(注4) 「比較雇用者給与等支給額」とは、適用年の前年分の給与等支給額（適用年の前年において事業を開始した場合（相続によりその事業を承継した場合を除きます。）には、その給与等支給額に12を乗じてこれを適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）をいいます（旧措法10の5の3②六）。

(注5) 「平均給与等支給額」とは、適用年の継続雇用者（適用年及び適用年の前年において給与等の支給を受けた国内雇用者をいいます。以下同じです。）に対する給与等の支給額をこれに係る給与等支給者数で除して計算した金額をいいます（旧措法10の5の3②七、旧措令5の6の3⑨⑩）。

(注6) 「比較平均給与等支給額」とは、適用年の前年の継続雇用者に対する給与等の支給額をこれに係る給与等支給者数で除して計算した金

額をいいます（旧措法10の5の3②八、旧措令5の6の3⑪⑫）。

2 改正の内容

(1) 雇用促進税制との重複適用禁止措置の廃止

この制度（所得拡大促進税制）と「特定の地域において雇用の数が増加した場合の特別税額控除制度（措法10の5。以下「雇用促進税制」といいます。）」との重複適用禁止措置が廃止され、同一年においてこの制度と雇用促進税制の両方を適用することができることとされました（措法10の5の3①）。

ただし、この制度の適用を受ける年において雇用促進税制の適用を受ける場合には、特定地域基準雇用者数、地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数（それぞれ前述の「四 雇用の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正（改正後：特定の地域において雇用の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度）」をご参照ください。）の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額として一定の方法により計算した金額（下記(2)参照）を、この制度における税額控除額の算定の基礎となる雇用者給与等支給増加額から控除することとされました（措法10の5の3①、措令5の6の3②～④）。

(2) 雇用者給与等支給増加額の見直し

雇用促進税制の適用を受ける年においては特別税額控除の対象となる雇用者給与等支給増加額から、特定地域基準雇用者数、地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数の算定の基礎となった者に対する給与等の支給額として次に掲げる金額の合計額の30%相当額を控除することとされました（措法10の5の3①、措令5の6の3②）。

① 適用年に係る雇用者給与等支給額をその適用年の12月31日における雇用者（租税特別措置法第10条の5第4項第2号に規定する雇用者をいいます。）の数で除して計算した金額

に次に掲げる数の合計数を乗じて計算した金額

イ 雇用促進税制の特定地域基準雇用者数に係る措置（措法10の5①）の適用を受ける場合における特定地域基準雇用者数

ロ 雇用促進税制の地方事業所基準雇用者数に係る措置（措法10の5②）の適用を受ける場合における地方事業所基準雇用者数

② 個人が適用年において雇用促進税制における地方事業所特別基準雇用者数に係る措置（措法10の5③）の適用を受ける場合であって、その適用年の前年又は前々年において雇用促進税制における地方事業所基準雇用者数に係る措置（措法10の5②）の適用を受けた場合におけるその適用を受けた年（以下「特定年」といいます。）に係る雇用者給与等支給額（その特定年において事業を営んでいた期間とその適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合には、その雇用者給与等支給額に12を乗じてこれをその特定年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）をその特定年の12月31日における雇用促進税制における雇用者の数で除して計算した金額にその特定年の地方事業所基準雇用者数を乗じて計算した金額の合計額（注1） 上記の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています（措令5の6の3⑬）。

（注2） 個人が適用年において雇用促進税制における地方事業所特別基準雇用者数に係る措置（措法10の5③）の適用を受ける場合において、特定年の地方事業所基準雇用者数とその適用年における地方事業所特別基準雇用者数の計算の基礎となった特定業務施設のみを特定業務施設とした場合におけるその特定年の地方事業所基準雇用者数を超えるときは、その超える部分の数は、その特定年の地方事業所基準雇用者数から控除することとされて

います（措令5の6の3③）。

（注3）個人が特定年においてこの制度の適用を受けていなかった場合には、適用年に係る比較雇用者給与等支給額をもって雇用者給与等支給額とすることができることとされています（措令5の6の3④）。

六 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の廃止

1 廃止前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの期間内に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にあるその個人の事業の用に供した場合には、その用に供した年においてその特定生産性向上設備等の取得価額の50%（建物及び構築物については、25%）相当額の特別償却と4%（建物及び構築物については、2%）相当額の税額控除（その年分の調整前事業所得税額の20%相当額を限度）との選択適用ができることとされています（旧措法10の5の4①②⑤）。

また、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成28年3月31日までの間に、取得等をし、国内にあるその個人の事業の用に供した特定生産性向上設備等については、その取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額の特別償却（即時償却）とその取得価額の5%（建物及び構築物については、3%）相当額の税額控除（その年分の調整前事業所得税額の20%相当額を限度）との選択適用ができることとされています（旧措法10の5の4③④⑥）。

（注1）「特定生産性向上設備等」とは、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに一定のソフトウェアで、産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち一定の規模のものをいいます（旧措

3 適用関係

上記2の改正は、平成29年分以後の所得税について適用し、平成28年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則61）。

法10の5の4①、旧措令5の6の4①②）。

（注2）「取得等」とは、取得又は製作若しくは建設をいい、この取得はその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限られ、建物にあつては増築、改築、修繕又は模様替のための工事による取得又は建設を含みます（旧措法10の5の4①）。

2 改正の内容

この制度は、適用期限（平成28年3月31日及び平成29年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法10の5の4、旧措令5の6の4、旧措規5の12）。

（注）この改正に伴い、この特例の「特定生産性向上設備等」の定義を用いていた「中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度（措法10の3）」について、特定生産性向上設備等の定義の規定振りの変更が行われました（措法10の3③、措令5の5⑦⑧）。

3 適用関係

上記2の改正は、即時償却に係る措置及び5%又は3%の税額控除に係る措置にあつては個人が平成28年4月1日前に取得等をした特定生産性向上設備等について、50%又は25%特別償却に係る措置及び4%又は2%の税額控除に係る措置にあつては個人が平成29年4月1日前に取得等をした特定生産性向上設備等については、従前どおりとされています（改正法附則62）。

七 特定設備等の特別償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、次の表の指定期間内に、同表の特定設備等の取得等をして、これ

をその個人の事業の用に供した場合には、その用に供した年において、その特定設備等の取得価額の同表の特別償却割合相当額の特別償却ができることとされています（措法11①）。

	特定設備等の区分	特別償却割合	指定期間
(1)	公害防止用設備（指定物質等回収設備）	8%	平成24年4月1日～平成28年3月31日
(2)	① ②以外の外航船舶及び内航船舶	16%	平成25年4月1日（内航船舶は平成27年4月1日）～平成29年3月31日
	② 外航日本船舶及び高度環境負荷低減内航船舶	18%	

（注1）「外航船舶」とは、海洋運輸業の用に供される鋼船のうち事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件を満たす国際総トン数が1万t以上のものをいいます（措法11①表二、措令5の8③～⑤⑦⑧、昭和48年5月大蔵省告示第69号、平成27年3月国土交通省告示第473号）。

（注2）「内航船舶」とは、沿海運輸業の用に供される鋼船のうち事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件を満たす総トン数300t以上のものをいいます（措法11①表二、措令5の8③～⑤⑦⑧、昭和48年5月大蔵省告示第69号、平成27年3月国土交通省告示第473号）。

（注3）「高度環境負荷低減内航船舶」とは、（注2）の内航船舶のうち環境への負荷の著しい低減に係る要件を満たすもの（いわゆるスーパーエコシップ等）をいいます（措法11①表二、措令5の8③～⑤⑦⑧、昭和48年5月大蔵省告示第69号、平成27年3月国土交通省告示第473号）。

2 改正の内容

上記1(1)の公害防止用設備の特別償却制度について、次の改正が行われました。

(2) 指定期間の延長

公害防止用設備の指定期間が平成29年3月31日まで1年延長されました（昭和48年5月大蔵省告示第69号別表1）。

(1) 対象設備の見直し

上記1(1)の公害防止用設備から土壤汚染対策法施行令のふっ素及びその化合物に含まれる1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタンに係る指定物質等回収設備が除外されました（昭和48年5月大蔵省告示第69号別表1）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、個人が平成28年4月1日前に取得又は製作若しくは建設をした公害防止用設備については従前どおりとされています（平成28年3月財務省告示第104号前文）。

八 特定農産加工品生産設備の特別償却制度の廃止

1 廃止前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定農産加工業者に該当する中小事業者のうち同法の経営改善措置に関する計画について承認を受けたものが、平成24年4月1

日から平成28年3月31日までの間に、特定農産加工品生産設備の取得等をして、これをその個人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合には、その用に供した年において、その特定農産加工品生産設備の取得価額の30%相当額の特別償却ができることとされています（旧措法11の3①）。

2 改正の内容

この制度は、適用期限（平成28年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法11の3、旧措令6の2、旧措規5の14）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成28年4月1日前に取得又は製作をした特定農産加工品生産設備については従前どおりとされています（改正法附則63①）。

九 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、昭和48年4月1日から平成28年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内の日の属する各年において障害者を雇用しており、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合には、その年12月31日において有する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備のうちその年又はその年の前年以前5年内の各年において取得又は製作若しくは建設をしたものについて、普通償却額の24%（工場用の建物及びその附属設備については、32%）相当額にその年の指定期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額の割増償却ができることとされています（旧措法13①）。

- (1) 障害者雇用割合が50%以上である場合
- (2) 雇用障害者数が20人以上であって、障害者雇用割合が25%以上である場合
- (3) 基準雇用障害者数が20人以上であり、かつ、その年の12月31日における雇用障害者に占める重度障害者の割合が50%以上であること及び雇用障害者数が法定雇用障害者数以上であること。

2 改正の内容

(1) 適用対象資産の見直し

適用対象資産が、障害者が労働に従事する事業所にあることにつき個人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備に限定されました（措法13①、措令6の5①）。

（注）「障害者が労働に従事する事業所にある資

産」は、障害者が所属する雇用保険適用事業所にあることを必要とするだけでなく、障害者が所属する雇用保険適用事業所が所在地の異なる複数の建物から構成される場合には、実際に障害者が労働に従事する建物における資産である必要があります。

(2) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました（措法13①）。

(3) その他の見直し

① 障害者の範囲の見直し

この制度の障害者雇用割合等の算定の基礎等となる障害者が、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同法第69条に規定する精神障害者（改正前：所得税の障害者控除の対象となる障害者のうち一定のもの）とされました（措法13③一）。

② 添付書類の見直し

上記(1)の見直しに伴い、償却費の額の計算に関する明細書に記載された金額を減価償却資産の種類ごとに、かつ償却の方法の異なるごとに区分をし、その区分ごとの合計額を記載した書類を確定申告書に添付したときは、その明細書を保存している場合に限り、その明細書の添付があったものとする特例（旧措令6の5⑥）が廃止されました。したがって、改正後は、個々の適用対象資産について記載した償却費の額の計算に関する明細書を確定

申告書に添付する必要があります。

- ③ 課税の繰延べの特例等との重複適用の禁止
各種課税の繰延べの特例等との重複適用ができないこととされました（措法24の3④、28の3⑪、33の6②、37の3②、震災税法12⑧）。

（注）「各種課税の繰延べの特例等」とは、農用地等を取得した場合の課税の特例（措法24）、転廃業助成金等に係る課税の特例（措法28の3）、取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33）、交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の2）、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の3）、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37）、既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の課税の特例（措法37の5）及び特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例（震災税法12）をいいます。

- ④ 指定期間の末日を含む年についての適用対象資産及び償却費の見直し

指定期間の末日を含む年（上記(2)により平成30年となります。）においては、指定期間の末日後に取得又は製作若しくは建設をした資産が適用対象外とされました（措法13①）。

また、指定期間の末日を含む年において、

償却限度額を月数按分しないこととされました（措法13①）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)及び(3)①②④の改正は、平成28年分以後の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則57）。

平成28年分の所得税については、上記2(1)によりこの制度の適用対象から除外された資産についても、改正前の割増償却率に平成28年1月1日から同年3月31日（当該個人が同日前において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）までの期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額までの割増償却を認める経過措置が設けられています（改正法附則63②、改正措令附則7①）。

（注）上記の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています（改正法附則63③）。

- (2) 上記2(3)③の改正は、個人が平成28年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする減価償却資産について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産については従前どおりとされています（改正法附則66、67②、70⑤⑥、134②）。

十 サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

個人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日（平成13年8月5日）から平成28年3月31日までの間に、新築されたサービス付き高齢者向け賃貸住宅の取得等をして、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日以後5年以内でその用に供している期間に限り、普通

償却額の28%（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたものについては、14%）（耐用年数が35年以上であるものについては、40%（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたものについては、20%））相当額の割増償却ができることとされています（旧措法14①）。

2 改正の内容

(1) 割増償却割合の見直し

割増償却割合が10%（耐用年数が35年以上のものについては、14%）に引き下げられました（措法14①）。

(2) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成29年3月31日まで

1年延長されました（措法14①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、個人が平成28年4月1日以後に取得等をするサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用し、個人が同日前に取得等をしたサービス付き高齢者向け賃貸住宅については従前どおりとされています（改正法附則63④⑤、改正措令附則7②、改正措規附則7）。

十一 倉庫用建物等の割増償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流効率化法」といいます。）の認定又は確認を受けたものが、昭和49年4月1日から平成29年3月31日までの間に、次の(1)及び(2)の物資流通拠点区域内において、倉庫用建物等で建設の後使用されたことのないものの取得等をして、これをその個人の事業（一定の貸付けを含みます。）の用に供した場合には、その用に供した年から5年間（その用に供している期間に限ります。）、その倉庫用建物等の普通償却額の10%相当額の割増償却ができることとされています（旧措法15①）。

(1) 道路法の高速自動車国道及びこれに類する道路の周辺の地域のうち、物資の流通の拠点となる区域として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定する区域（旧措令8①一）

(2) 関税法の開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法の臨港地区のうち、輸出入に係る貨物の流通の拠点となる地区として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定する地区（旧措令8①二）

(注) この制度の対象となる「倉庫用建物等」は、倉庫業の用に供する倉庫用の建物（その附属設備を含みます。）又は構築物（物流効率化法の認定総合効率化計画に記載された特定流通

業務施設であるものに限ります。）のうち次に掲げるものであって、耐火建築物又は準耐火建築物に該当するもの（次の①にあっては、耐火建築物に該当するものに限ります。）をいいます（旧措令8②）。

- ① 床面積が6,000㎡以上で階数が2以上の普通倉庫であって国土交通大臣が財務大臣と協議して定める要件に該当するもの
- ② 床面積が3,000㎡以上で階数が1の普通倉庫（柱及びはり鉄骨造であるものに限ります。）であって国土交通大臣が財務大臣と協議して定める要件に該当するもの
- ③ 容積が6,000㎡以上の冷蔵倉庫であって国土交通大臣が財務大臣と協議して定める要件に該当するもの
- ④ 容積が6,000㎡以上の貯蔵槽倉庫（特定臨港地区（上記(2)の地区をいいます。以下同じです。）内において倉庫業の用に供するものに限ります。）であって国土交通大臣が財務大臣と協議して定める要件に該当するもの

2 改正の内容

物流効率化法が、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第36号）により改正されることに伴い、次の改正が行われました。

(1) 適用対象者の見直し

この制度の適用対象者が、青色申告書を提出する個人で物流効率化法第4条第1項の総合効率化計画のうち同条第3項各号に掲げる事項（特定流通業務施設に関する事項）が記載されたもの（以下「特定総合効率化計画」といいます。）について同条第1項の認定を受けたものとされました（措法15①）。

(2) 適用対象資産の見直し

この制度の適用対象資産である倉庫用建物等が、物流効率化法第4条第1項の認定を受けた特定総合効率化計画（物流効率化法第5条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に記載された特定流通業務施設である倉庫用の建物（その附属設備を含みます。以下同じです。）及び構築物のうち、物資の輸送の合理化に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもので、耐火建築物又は準耐火建築物に該当するもの（以下「倉庫用建物等」といいます。）とされました。また、貸付用の倉庫用建物等が対象から除外されました（措法15①、措令8②、旧措令8③）。

（注1）「特定流通業務施設」とは、物流効率化法第2条第3号に規定する特定流通業務施設をいいます。

（注2）特定流通業務施設は、物流効率化法の改正に伴う流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（以下「物流効率化法施行規則」といいます。）の改正により、次の要件が付加されるほか、自動化保管装置等の設置要件が除外される予定です。

① トラックバースを倉庫の前面全てに設置すること。

② 倉庫の前端から奥行き5mの荷捌きスペースを有すること。

③ 次の要件のいずれかを満たすこと。

イ トラック営業所が併設されていること。

ロ 物資の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システム（倉庫内の庫内状況を発信できる装置及びトラックの予約を受信できる装置）を有していること。

ハ 工場に併設される貯蔵槽倉庫であること。

なお、「物資の輸送の合理化に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの」として、上記③のロ又はハの要件を満たす倉庫が指定される予定です。

（注3）貯蔵槽倉庫にあっては、特定臨港地区内にあるものに限り（措令8②）。

（注4）冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫以外の倉庫で階数が2以上のものにあっては、耐火建築物に該当するものに限り（措令8②）。

なお、倉庫用建物等の面積等の要件（上記1(2)（注）①から④までの要件）は、物流効率化法の改正に伴い特定流通業務施設に係る要件として物流効率化法施行規則に同様の要件が定められることから、租税特別措置法施行令からは削除されました（旧措令8②）。

(3) その他の見直し

① 対象となる道路法的高速自動車国道及びこれに類する道路の周辺の地域のうち、物資の流通の拠点となる区域（上記1(1)）については、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定することとされていましたが、この区域について、財務省令で定める区域とされました（措令8①一）。対象となる地域は、物流効率化法の改正に伴う物流効率化法施行規則の改正を受けて、今後財務省令において定められる予定ですが、現在国土交通大臣が指定している地域（平成21年3月国土交通省告示第374号）と同様の地域が定められる予定です。

② この制度の適用を受けようとする最初の年分の確定申告書に添付すべき一定の書類について、財務省令で定められる予定ですが、そ

の適用を受けようとする倉庫用の建物及び構築物の所在地が上記1(1)又は(2)の区域内であること及びその建物及び構築物が倉庫用建物等に該当することを国土交通大臣又はその建物及び構築物の所在地を管轄する地方運輸局長若しくは運輸監理部長が証する書類が定められる予定です。

(4) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成30年3月31日まで1年延長されました（措法15①）。

3 適用関係

上記2(1)及び(2)の改正は、個人が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第36号）の施行の日以後に取得等をする倉庫用建物等について適用し、同日前に同法による改正前の物流効率化法の認定又は確認を受けた個人が平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用の建物及びその附属設備又は構築物については従前どおりとされています（改正法附則63⑥⑦、改正措令附則7③）。

十二 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で採掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和49年から平成28年までの各年において、金属鉱業等の用に供される坑道及び集積場（以下「特定施設」といいます。）の使用の終了後における鉱害防止の費用の支出に備えるため、その特定施設ごとに、その特定施設につきその年において金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています（旧措法20①）。

この金属鉱業等鉱害防止準備金は、鉱害防止事業を実施する場合において、鉱害防止積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした額を取り崩

して事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとされています（旧措法20②）。

2 改正の内容

(1) 積立限度額の見直し

準備金の積立限度額が、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額の80%相当額（改正前：積み立てた金額に相当する金額）とされました（措法20①）。

(2) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成30年まで2年延長されました（措法20①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、平成29年分以後の所得税について適用し、平成28年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則64①）。

十三 特定災害防止準備金制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた

ものが、平成10年6月17日から平成28年3月31日までの期間内の日の属する各年において、特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、その特定

廃棄物最終処分場ごとに、その特定廃棄物最終処分場につきその年において廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています（旧措法20の2①）。

この特定災害防止準備金は、維持管理を行う場合において、維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした額を取り崩して事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとされています（旧措法20の2②）。

2 改正の内容

(1) 積立限度額の明確化

準備金の積立限度額が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5第1項及び第2項（これらの規定を同法第15条の2の4において準用する場合を含みます。）の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金と

して積み立てた金額のうち、同法第8条の5第1項（同法第15条の2の4において準用する場合を含みます。）に規定する通知する額、すなわち、都道府県知事が算定基準に従って算定して廃棄物最終処分場設置者に通知する額に限定されることが明確化されました（措法20の2①）。

(注) これにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の9第3項の規定により増額して積み立てる金額（いわゆる先行積立額）は、必要経費に算入されないこととなります。

(2) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました（措法20の2①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、平成29年分以後の所得税について適用し、平成28年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則64②）。

十四 探鉱準備金制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で鉱業を営むものが、昭和40年4月1日から平成28年3月31日までの期間内の日の属する各年において、鉱物に係る新鉱床探鉱費（探鉱のための地質調査、地震探鉱・重力探鉱その他これらに類する探鉱、探鉱のためのボーリング又は鉱量が推定されていない鉱床につき鉱量を推定するための坑道の掘削に要する費用をいいます。）の支出に備えるため、一定の金額を探鉱準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています（旧措法22①）。

なお、その年の12月31日において、前年から繰

り越された探鉱準備金の金額のうちその積立てをした年の翌年1月1日から3年を経過したものがあ

2 改正の内容

(1) 準備金の据置期間の延長

その年の12月31日において有する探鉱準備金の金額のうちその積立てをした年の翌年1月1日から5年（改正前：3年）を経過したものがあ

されました（措法22③）。

2) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました（措法22①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、個人が平成29年以後におい

て積み立てる探鉱準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入について適用し、個人が平成28年以前において積み立てた探鉱準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入については従前どおりとされています（改正法附則65）。

十五 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する中小事業者が、平成18年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をし、かつ、その中小事業者の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の用に供した少額減価償却資産（取得価額が30万円未満であるものをいいます。）については、その取得価額に相当する金額を、その中小事業者のその業務の用に供した年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています（旧措法28

の2①前段）。

ただし、その中小事業者のその業務の用に供した年分における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とすることとされています（旧措法28の2①後段）。

2 改正の内容

この制度の適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました（措法28の2①）。

十六 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。以下同じです。）による財産の取得をした個人でその相続又は遺贈につき相続税額があるものが、その相続の開始があった日の翌日からその相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間にその相続税額に係る課税価格（相続開始前3年以内に贈与があった場合又は相続時精算課税制度の適用がある場合には、その課税価格とみなされた金額）の計算の基礎に算入された資産の譲渡をした場合における譲渡所得の金額の計算上控

除する取得費は、その取得費に相当する金額にその相続税額のうちその譲渡をした資産に対応する部分の金額を加算した金額とすることとされています（措法39①）。

(2) ただし、その譲渡をした資産が相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された資産であっても、その相続又は遺贈による資産の移転につき「限定承認の場合のみなし譲渡特例（所法59①）」又は「相続又は贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得の特例（所法60の3①。以下「相続等時課税制度」といいます。）」の適用を受けた資産については、その相続又は遺贈の際にその時における価額で譲渡が

あったものとして被相続人等に所得税が課税され、その相続人はその資産を相続時の価額で取得したものとされるため、相続前に発生しているキャピタルゲインと相続税の負担調整を目的とするこの特例の対象からは除外されています（旧措法39⑦）。

- (3) なお、相続等時課税制度の適用を受けて相続人等に移転した資産であっても、その相続の開始の日から5年以内にその資産の移転を受けた非居住者である相続人等の全てが帰国をした場合等（所法60の3⑥）（以下「帰国の場合等」といいます。）によってその相続等時課税制度の適用の取消しがされた場合には、この特例の対象とすることができるものとされています。この場合には、その取消しに係る更正の請求（所法153の3①）に基づく更正があった日の翌日から4月を経過する日までに、その取消しがあった資産の譲渡をした者がこの特例を適用するための更正の請求をすることができるものとされています（旧措法39④二）。

2 改正の内容

- (1) 平成28年度税制改正では、帰国の場合等に該当して相続等時課税制度の適用を受けた被相続人の損失金額が減少することにより相続の開始の日の属する年分の所得税額に不足額が生じる場合などには修正申告書を提出することができる特例が創設されたところですが（所法151の3）、この修正申告の特例の適用に係る修正申告書の提出により被相続人の相続の開始の日の属する年分の所得税について相続等時課税制度の適用が取り消された場合には、上記1(3)の場合と同様に、その修正申告書の提出の日の翌日から4月を経過する日までに、その取消しがあった資産の譲渡をした者がこの特例を適用する

ための更正の請求をすることができることとされました（措法39④二）。

- (2) また、相続又は遺贈の際に相続等時課税制度の適用を受けた資産であっても、相続税の課税価格の計算の基礎に算入された資産の譲渡をした日以後にその相続又は遺贈に係る被相続人のその相続の開始の日の属する年分の所得税について遺産分割等の事由が生じたことにより、相続等時課税制度の適用を受けないこととなった資産については、この特例の適用を受けることができない資産から除外されました（措法39⑦）。この遺産分割等の事由が生じたことにより相続等時課税制度の適用を取り消す場合には、「遺産分割等があった場合の修正申告又は更正の請求の特例（所法151の6①、153の5）」によって修正申告書の提出又は更正の請求をする必要があります（前掲の「**所得税法等の改正**」の「七 遺産分割等があった場合の修正申告、期限後申告等及び更正の請求の特例の創設」の2(1)をご参照ください。）が、この特例の適用に係る修正申告書の提出又は更正の請求に基づく更正があった場合には、その修正申告書の提出又は更正があった日の翌日から4月を経過する日までに、その取消しがあった資産の譲渡をした者がこの特例を適用するための更正の請求をすることができることとされました（措法39④三）。

（注）復興特別所得税についても、上記(1)及び(2)と同様に更正の請求をすることができます（復興財確法33①）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成28年分以後の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則57）。

十七 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税制度

個人が、重要文化財（土地を除きます。）を国、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立科学博物館、地方公共団体又は地方独立行政法人（博物館法の規定により博物館相当施設として指定された博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を行うことを主たる目的とするものに限り。）（以下「国等」といいます。）に譲渡した場合には、その譲渡所得については非課税とされています（措法40の2①）。

(2) 国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の2分の1課税の特例

個人が、平成4年4月1日から平成28年12月31日までの間に、重要有形民俗文化財を国等に譲渡した場合には、

① 重要有形民俗文化財が動産に該当し、所得

税法本法の総合譲渡所得課税（所法33）が適用されるとき

② 重要有形民俗文化財が建物又は構築物に該当し、租税特別措置法による譲渡所得の分離課税（措法31、32）が適用されるとき

のいずれにおいても、それぞれの譲渡益の2分の1相当額を譲渡益として、それぞれの譲渡所得の金額を計算することとされています（旧措法40の2②）。

したがって、例えば、所有期間が5年を超える動産に該当する重要有形民俗文化財が国等に買い取られた場合には、収入金額から取得費及び譲渡費用の合計額を控除した残額の2分の1相当額が譲渡益とされ、さらにこの譲渡益から50万円の特別控除額を控除した後の長期譲渡所得の金額の2分の1相当額が総合課税の対象とされることとなります。

2 改正の内容

上記1(2)の特例の適用期限が平成30年12月31日まで2年延長されました（措法40の2②）。

十八 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

中小企業者に該当する内国法人の取締役等でその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有するものが、その取締役等の有する資産でその資産に設定された賃借権、使用貸借権等が現にその内国法人の事業の用に供されているものを、その内国法人について策定された一定の債務処理に関する計画に基づき、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間にその内国法人に贈与した場合には、次の(1)から(3)までの要件を満たすときに限り、

その取締役等に対するみなし譲渡課税（所法59①）を行わないこととされています（旧措法40の3の2）。

(1) その取締役等が、その債務処理計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。

(2) その債務処理計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び上記(1)の保証債務の一部の履行後においても、その取締役等がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その債務処理計画において見

込まれていること。

- (3) その内国法人が、その資産の贈与を受けた後に、その資産をその内国法人の事業の用に供することがその債務処理計画において定められていること。

2 改正の内容

この特例は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号。以下「中小企業金融円滑化法」といいます。）の期限（平成25年3月31日）終了による影響の緩和を図る観点から時限的なものとして措置されたものであることを踏まえ、上記1(1)から(3)までの要件に、贈与を受ける内国法人が金融機関から受けた事業資金の貸付けについてその貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため中小企業金融円滑化法の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更

が行われていることを加えた上で、適用期限が3年延長されました（措法40の3の2）。

(注) 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている内国法人（中小企業者に該当するものに限り、）で株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第19条第4項に規定する支援決定の対象となったものについて、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他一定の要件を満たすものが作成された場合において、その内国法人の取締役等がこの特例の適用を受けるときについても、この改正が適用されます（震災税法12の3）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成28年4月1日以後の贈与について適用します（改正法附則74）。

十九 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の非課税措置の改正及び年金生活者等支援臨時福祉給付金の非課税措置の創設

1 改正前の制度の概要

(1) 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の非課税

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第7条第1号ハの規定に基づき、同号に規定する消費税率の引上げに際しての低所得者に配慮する観点から給付される次の給付金（臨時福祉給付金）については、その経緯等を踏まえ、所得税を課さないこととされています（旧措法41の8一）。

- ① 住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録されている者（平成26年1月1日において住民基本台帳に記録されている者又は同日以前に住民票の消除がされた者で、同日において国内に居所を有しており、かつ、同日においていずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者のうち、同日後に住民基本台

帳に記録された者に限り、）のうち、平成26年度分の市町村民税が課されていないもの又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税を免除されたものである者（市町村民税が課されている者の扶養親族とされている者その他の一定の者を除きます。）に対して平成25年度の一般会計補正予算（第1号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村から給付される給付金（旧措法41の8一イ、旧措規19の2①～③）（以下この給付金を「平成26年度臨時福祉給付金」といいます。）

(注) 「市町村」には特別区を含み、「市町村民税」とは、地方税法の規定による特別区民税を含み、同法第328条（同法第736条第3項において準用する場合を含みます。）の規定によって課する所得割を除くものをいいます（旧措法41の8一イ）。以下同じです。

② 住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録されている者（平成27年1月1日において住民基本台帳に記録されている者又は同日以前に住民票の消除がされた者で、同日において国内に居所を有しており、かつ、同日においていずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者のうち、同日後に住民基本台帳に記録された者に限ります。）のうち、平成27年度分の市町村民税が課されていないもの又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税を免除されたものである者（市町村民税が課されている者の扶養親族とされている者その他の一定の者を除きます。）に対して平成27年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村から給付される給付金（旧措法41の8一口、旧措令26の8、旧措規19の2④～⑥）（以下この給付金を「平成27年度臨時福祉給付金」といいます。）

(2) 子育て世帯に対する臨時特例給付措置として給付される給付金（子育て世帯臨時特例給付金）の非課税

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第7条第1号に規定する消費税率の引上げに際しての児童の属する世帯への経済的な影響の緩和等の観点から給付される次の給付金（子育て世帯臨時特例給付金）については、その経緯や、児童手当が公租公課禁止とされていることを踏まえ、所得税を課さないこととされています（旧措法41の8二）。

① 児童手当法による児童手当又は同法附則第2条第1項の給付の支給を受ける者その他の一定の者に対して平成25年度の一般会計補正予算（第1号）における子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金を財源として市町村から給付される給付金（旧措法41の8二イ、旧措規19の2⑦～⑨）（以下この給付金を

「平成26年度子育て世帯臨時特例給付金」といいます。）

② 児童手当法による児童手当の支給を受ける者その他の一定の者に対して平成27年度の予算における子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金を財源として市町村から給付される給付金（旧措法41の8二ロ、旧措規19の2⑩⑪）

2 改正の内容

(1) 簡素な給付措置の非課税の改正

① 上記1(1)の臨時福祉給付金については、平成28年度の予算において支給額等を見直した上で引き続き措置することとされたことから、この平成28年度の予算における臨時福祉給付金についても引き続き所得税を課さないこととされました。

具体的には、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録されている者（平成28年1月1日において住民基本台帳に記録されている者又は同日以前に住民票の消除がされた者で、同日において国内に居所を有しており、かつ、同日においていずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者のうち、同日後に住民基本台帳に記録された者に限ります。）のうち、平成28年度分の市町村民税が課されていないもの又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税を免除されたものである者（市町村民税が課されている者の扶養親族とされている者その他の次に掲げる者を除きます。以下「平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者」といいます。）に対して平成28年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村から給付される給付金（以下この給付金を「平成28年度臨時福祉給付金」といいます。）については、所得税を課さないこととされました（措法41の8一口、措規19の2④～⑥）。

イ 平成28年度分の市町村民税が課されている者（市町村民税を免除された者を除きま

す。）の地方税法の規定による扶養親族、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、青色事業専従者又は事業専従者とされている者（措規19の2⑤一）

（注）平成28年1月1日において、児童福祉法の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所している者、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第2項の規定による措置が採られて同項に規定する障害者支援施設等に入所している者その他これらに類する者に該当する者を除きます。

ロ 平成28年1月1日において次のいずれかに該当する者（措規19の2⑤二）

（イ）生活保護法第6条第1項に規定する被保護者（平成28年1月1日において同法の保護が停止されていた者及び同月2日から同年10月1日までの期間（以下「特定期間」といいます。）内に保護が廃止され、又は停止された者を除きます。）

（ロ）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定による支援給付（以下「支援給付」といいます。）を受けている者（平成28年1月1日において支援給付が停止されていた者及び特定期間内に支援給付が廃止され、又は停止された者を除きます。）

（ハ）ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則第15条第3項の規定による援護加算（以下「援護加算」といいます。）を受けている者（平成28年1月1日において援護加算が停止されていた者及び特定期間内に援護加算が廃止され、又は停止された者を除きます。）

（ニ）ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下「援護」といいます。）を受けている者（平

成28年1月1日において援護が停止されていた者及び特定期間内に援護が廃止され、又は停止された者を除きます。）

② 上記1(1)①の平成26年度臨時福祉給付金については、平成28年以後の給付が想定されないことから規定上削除されました（旧措法41の8一イ、旧措規19の2①～③）。

（注）上記1(2)①の平成26年度子育て世帯臨時特例給付金についても、同様に平成28年以後の給付が想定されないことから規定上削除されています（旧措法41の8二イ、旧措規19の2⑦～⑨）。

（参考）平成28年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源とする臨時福祉給付金の概要

1 支給対象者

平成28年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税を免除されたものである者（市町村民税が課されている者の扶養親族等を除きます。）

（注）生活保護法第6条第1項に規定する被保護者等は支給対象とはなりません。

2 支給額

支給対象者1人につき3千円（半年分を1回の手続で支給）

3 申請、支給方法

① 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」といいます。）は、平成28年1月1日において、当該申請者を住民基本台帳に記録している市町村に対して支給の申請を行うこととされています。

② 申請は、郵送により、又は窓口において行い、給付金を支給する市町村は、申請者が指定した口座への振込み又は窓口における現金の交付により、給付金を支給することとされています。なお、

窓口における現金の交付による支給は、原則として、口座への振込みによる支給が困難である場合に限り行うこととされています。

4 申請受付開始日及び申請期限

- ① 市町村は、給付金の支給について、可能な限り平成28年10月から速やかに開始するものとし、そのために、同年8月ないしは9月から申請受付を開始するものとし、具体的な申請受付開始日は、市町村において決定することとされています。
- ② 申請期限は、市町村における申請受付開始日から3か月とすることが基本とされています。ただし、市町村の規模等によってこの期限で対応し難い場合には、申請受付開始日から3か月以上6か月以内を申請期限とすることができることとされています。

(2) 年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る非課税措置の創設

平成27年度の一般会計補正予算（第1号）及び平成28年度の予算において、低所得である高齢者等への支援等の観点から、次の年金生活者等支援臨時福祉給付金が新たに措置されました。

この給付金については、その経緯、年金生活者支援給付金は公租公課禁止とされていることなどを踏まえ、所得税を課さないこととされました。

(注) 「年金生活者支援給付金」とは、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づき支給することとされている給付金であり、消費税の10%への引上げの規定の施行と同時に施行することとされています。

- ① 平成27年度の一般会計補正予算（第1号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源とする年金生活者等支援臨時福祉給付金の非課税

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち平成28年3月31日において64歳以上である者に対して平成27年度の予算における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村から支給される給付金については、所得税を課さないこととされました（措法41の8三イ、措規19の2⑨）。

(参考) 平成27年度の予算における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源とする年金生活者等支援臨時福祉給付金の概要

1 支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者（昭和27年4月1日以前に生まれた者）

2 支給額

支給対象者1人につき3万円

3 申請、支給方法

① 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」といいます。）は、平成27年1月1日において、当該申請者を住民基本台帳に記録している市町村に対して支給の申請を行うこととされています。

② 申請は、郵送により、又は窓口において行い、給付金を支給する市町村は、当該申請者が指定した口座への振込み又は窓口における現金の交付により、給付金を支給することとされています。なお、窓口における現金の交付による支給は、原則として、口座への振込みによる支給が困難である場合に限り行うこととされています。

4 申請受付開始日及び申請期限

- ① 市町村は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始するものとし、具体的な申請受付開始日は、市町村において決定することとされています。
- ② 申請期限は、市町村における申請受

付開始日から3か月以上4か月以内とされています。

- ② 平成28年度の予算における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源とする年金生活者等支援臨時福祉給付金の非課税

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、次に掲げる年金を受けている者（上記①の年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を受ける者を除きます。）に対して平成28年度の予算における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村から給付される給付金については、所得税を課さないこととされました（措法41の8三口、措規19の2⑩⑪）。

イ 国民年金法第15条第2号に掲げる障害基礎年金又は同条第3号に掲げる遺族基礎年金

ロ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金法等改正法」といいます。）附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

ハ 国民年金法等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害を支給事由とするもの

ニ 国民年金法等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害を支給事由とするもの

ホ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第1項又は第2項に規定する給付のうち障害を給付事由とする年金である給付

ヘ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第2条第6号に規定する旧共済法による年金のうち障害を給付事由とするもの

ト 地方公務員等共済組合法等の一部を改正

する法律（昭和60年法律第108号）附則第2条第7号に規定する障害年金

- チ 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金のうち障害を給付事由とするもの

（注）上記ロからチまでの年金の受給者については、障害等級が一定以上のものに限られます。

- （参考）平成28年度の予算における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源とする年金生活者等支援臨時福祉給付金の概要

1 支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、以下に掲げるいずれかの年金について平成28年4月分の受給がある者（同年5月分の受給のない者を除きます。）又は同年5月分の受給がある者（①の年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を受ける者を除きます。）

① 国民年金法第15条第2号に基づく障害基礎年金又は遺族基礎年金

② 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」といいます。）附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法に基づく障害年金、60年改正法附則第78条の規定によりなお従前の例によることとされた旧厚生年金保険法に基づく障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限ります。）及び60年改正法附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた旧船員保険法に基づく障害年金（職務上の事由によるものについては障害等級が1級から5級までの年金、職務外の事由によるものについては障害等級が1級又は2級の年金に限ります。）

- ③ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限ります。）
- ④ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第3条及び私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた障害年金及び船員障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限ります。）

2 支給額

支給対象者1人につき3万円

3 申請、支給方法

- ① 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」といいます。）は、平成28年1月1日において、当該申請者を住民基本台帳に記録している市町村に対して支給の申請を行うこととされてい

ます。

- ② 申請は、郵送により、又は窓口において行い、給付金を支給する市町村は、当該申請者が指定した口座への振込み又は窓口における現金の交付により、給付金を支給することとされています。なお、窓口における現金の交付による支給は、原則として、口座への振込みによる支給が困難である場合に限り行うこととされています。

4 申請受付開始日及び申請期限

- ① 市町村は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始するものとし、具体的な申請受付開始日は、市町村において決定することとされています。
- ② 申請期限は、市町村における申請受付開始日から3か月とすることが基本とされています。ただし、市町村の規模等によってこの期限で対応し難い場合には、申請受付開始日から3か月以上6か月以内を申請期限とすることができるとされています。

3 適用関係

上記2の改正は、平成28年分以後の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則57）。

二十 セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の創設

1 制度創設の趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）においては、社会保障分野について「国民の納得感を醸成し、その参加の下に改革を進める観点から、インセンティブ改革による多様な主体の行動変化による効率化に取り組む」こととされた上で、「個人の健康管理に係る

自発的な取組を促す観点から、セルフメディケーションを推進する」ことが謳われているところです。

こうした方針を踏まえてセルフメディケーションを推進していく中で、医療用医薬品と同じ有効成分が含まれる市販薬（いわゆるスイッチOTC薬）を代替的に使用することを促進することにより医療費の適正化を図る観点から、スイッチOTC薬の購入費用に係る医療費控除の特例を設

けることになりました。

(参考1) 「セルフメディケーション」とは、世界保健機関において、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることと定義されています。

(参考2) 「スイッチOTC薬」とは、元来、医療用医薬品（処方薬）として使われていた有効成分が、有効性や安全性に問題がないと判断され、薬局で店頭販売できる市販薬に転換（スイッチ）されたものをいいます。「OTC」は「Over The Counter」の略であり、町の薬局のカウンター越しで売られる薬を意味します。

(参考3) この特例の導入により、軽い病気にかかった人が医療機関に行って、処方薬を受け取るのではなく、処方薬と同じ有効成分が含まれる市販薬（スイッチOTC薬）を薬局で購入するようになることで、医療費の適正化効果が期待されています。

2 制度の内容

(1) 制度の概要

医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等の使用を推進する観点から、居住者が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合においてその居住者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っているときにおけるその年分の医療費控除については、その者の選択により、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（8万8千円を限度）を、その居住者のその年分の総所得金額等から控除することができることとされました（措法41の17の2）。

(参考) 医療費控除の概要

居住者が、各年において、自己又は自己

と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合には、次の算式により計算した金額（200万円を限度）を、医療費控除として、その年分の総所得金額等から控除することができます（所法73①）。

《算式》

$$\text{支払った医療費の額} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか} \\ \text{低い方の金額} \\ \text{① 10万円} \\ \text{② 総所得金額等} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額} \left(\begin{array}{l} \text{最高限度額} \\ \text{: 200万円} \end{array} \right)$$

なお、医療費控除の対象となる医療費の範囲は、次のものの対価のうち、その病状その他一定の状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています（所令207）。

- 1 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価
- 2 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価
- 3 病院、診療所、指定介護老人福祉施設又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価
- 4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等による施術の対価
- 5 保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話の対価
- 6 助産師による分べんかくだんの介助の対価
- 7 介護福祉士による略痰吸引等又は認定特定行為業務従事者（一定の研修を受けた介護職員等）による特定行為

(2) この特例の趣旨

この特例の趣旨として、租税特別措置法第41条の17の2第1項において、「医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等の使用を推進する観点から、……」と明確に条文に規定されています。

(3) この特例の適用を受けられる者

この特例の適用を受けられる者は、居住者で、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている者とされています（措法41の17の2①）。この一定の取組は、法律又は法律に基づく命令（告示を含みます。）に基づき行われる健康の保持増進及び疾病の予防への取組として厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものとされ、具体的には告示において次の取組とされています（措令26の27の2①⑤、平成28年3月厚生労働省告示第181号）。以下この一定の取組を「取組」といいます。

- ① 医療保険各法等の規定に基づき健康の保持増進のために必要な事業として行われる健康診査又は健康増進法第19条の2の規定に基づき健康増進事業として行われる健康診査【いわゆる健康診査であり、保険事業や健康増進事業として行われる人間ドックなどが該当します。】

(注) 「医療保険各法等」とは、高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいい、同項に規定する医療保険各法は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法です。

- ② 予防接種法第5条第1項の規定に基づき行われる予防接種又はインフルエンザに関する特定感染症予防指針第2の2の規定により推進することとされる同法第2条第3項第1号に掲げる疾病に係る予防接種【高齢者の肺炎球菌感染症及びインフルエンザの予防接種並びに任意のインフルエンザの予防接種などが該当します。】
- ③ 労働安全衛生法第66条第1項の規定に基づき行われる健康診断（同条第5項ただし書の規定により、労働者が事業者の指定した医師が行う健康診断を受けることを希望しない場

合において、他の医師の行う同条第1項の規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときにおける健康診断を含みます。）【いわゆる事業主健診です。】

- ④ 高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定に基づき行われる特定健康診査（同条ただし書の規定により、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたときにおける健康診査及び同法第26条第2項の規定による特定健康診査に関する記録の送付を受けたときにおける特定健康診査を含みます。）又は同法第24条の規定に基づき行われる特定保健指導【いわゆるメタボ健診などが該当します。】
- ⑤ 健康増進法第19条の2の規定に基づき健康増進事業として行われるがん検診【市町村が健康増進事業として行う乳がん、子宮がん検診などが該当します。】

なお、納税者本人（この特例の控除を受ける者）が取組を行うことは要件とされていますが、その者と生計を一にする配偶者その他の親族が取組を行うことは要件とはされていません。

(4) 特定一般用医薬品等購入費

この特例の対象となる特定一般用医薬品等購入費とは、次の医薬品である一般用医薬品等（新医薬品に該当するもの及び人の身体に直接使用されることのないものを除きます。）のうち、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものの購入の対価をいいます（措法41の17の2①②、措令26の27の2②）。

- ① その製造販売の承認の申請に際して既に承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品
- ② その製造販売の承認の申請に際して①の医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、

効果等が同一性を有すると認められる医薬品
(注1) 「医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品をいいます。

(注2) 「一般用医薬品等」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品及び同項第4号に規定する一般用医薬品をいいます。

(注3) 「新医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいいます。

(注4) 「製造販売の承認の申請」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第3項の規定による同条第1項の製造販売についての承認の申請又は同法第19条の2第5項において準用する同法第14条第3項の規定による同法第19条の2第1項の製造販売をさせることについての承認の申請をいいます。

(注5) 「承認」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条又は第19条の2の承認をいいます。

(参考) **医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律**（昭和35年法律第145号）（抄）

（定義）

第2条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

一 日本薬局方に収められている物

二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同

じ。）でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）

三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）

2～18 省 略

（開設の許可）

第4条 省 略

2～4 省 略

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省 略

三 要指導医薬品 次のイからニまでに掲げる医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

イ その製造販売の承認の申請に際して第14条第8項に該当するとされた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの

ロ その製造販売の承認の申請に際してイに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの

ハ 第44条第1項に規定する毒薬

ニ 第44条第2項に規定する劇薬

四 一般用医薬品 医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもの（要指導医薬品を除く。）をいう。

（医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認）

第14条 医薬品（厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬品を除く。）、医薬部外品（厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬部外品を除く。）又は厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認は、与えない。

一 申請者が、第12条第1項の許可（申請をした品目の種類に応じた許可に限る。）を受けていないとき。

二 申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品を製造する製造所が、第13条第1項の許可（申請をした品目について製造ができる区分に係るものに限る。）又は前条第1項の認定（申請をした品目について製造ができる区分に係るものに限る。）を受けていないとき。

三 申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の名称、成分、分量、用法、用量、効能、効果、副作用その他の品質、有効性及び安全性に関する事項の審査の結果、その物が次のイからハマまでのいずれかに該当するとき。

イ 申請に係る医薬品又は医薬部外品が、その申請に係る効能又は効果を有すると認められないとき。

ロ 申請に係る医薬品又は医薬部外品が、

その効能又は効果に比して著しく有害な作用を有することにより、医薬品又は医薬部外品として使用価値がないと認められるとき。

ハ イ又は口に掲げる場合のほか、医薬品、医薬部外品又は化粧品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

四 申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品が政令で定めるものであるときは、その物の製造所における製造管理又は品質管理の方法が、厚生労働省令で定める基準に適合していると認められないとき。

3 第1項の承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。この場合において、当該申請に係る医薬品が厚生労働省令で定める医薬品であるときは、当該資料は、厚生労働省令で定める基準に従つて収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

4 第1項の承認の申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品が、第80条の6第1項に規定する原薬等登録原簿に収められている原薬等（原薬たる医薬品その他厚生労働省令で定める物をいう。以下同じ。）を原料又は材料として製造されるものであるときは、第1項の承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該原薬等が同条第1項に規定する原薬等登録原簿に登録されていることを証する書面をもつて前項の規定により添付するものとされた資料の一部に代えることができる。

5 第2項第3号の規定による審査においては、当該品目に係る申請内容及び第3項前段に規定する資料に基づき、当該品目の品質、有効性及び安全性に関する調査（既にこの条又は第19条の2の承認を与えられている品目との成分、分量、用法、用量、効能、

- 効果等の同一性に関する調査を含む。)を行
うものとする。この場合において、当該品
目が同項後段に規定する厚生労働省令で定
める医薬品であるときは、あらかじめ、当
該品目に係る資料が同項後段の規定に適合
するかどうかについての書面による調査又
は実地の調査を行うものとする。
- 6 第1項の承認を受けようとする者又は同
項の承認を受けた者は、その承認に係る医
薬品、医薬部外品又は化粧品が政令で定め
るものであるときは、その物の製造所にお
ける製造管理又は品質管理の方法が第2項
第4号に規定する厚生労働省令で定める基
準に適合しているかどうかについて、当該
承認を受けようとするとき、及び当該承認
の取得後3年を下らない政令で定める期間
を経過するごとに、厚生労働大臣の書面に
よる調査又は実地の調査を受けなければな
らない。
- 7 厚生労働大臣は、第1項の承認の申請に
係る医薬品が、希少疾病用医薬品その他の
医療上特にその必要性が高いと認められる
ものであるときは、当該医薬品についての
第2項第3号の規定による審査又は前項の
規定による調査を、他の医薬品の審査又は
調査に優先して行うことができる。
- 8 厚生労働大臣は、第1項の承認の申請が
あつた場合において、申請に係る医薬品、
医薬部外品又は化粧品が、既にこの条又は
第19条の2の承認を与えられている医薬品、
医薬部外品又は化粧品と有効成分、分量、
用法、用量、効能、効果等が明らかに異な
るときは、同項の承認について、あらかじめ、
薬事・食品衛生審議会の意見を聴かなけれ
ばならない。
- 9 第1項の承認を受けた者は、当該品目
について承認された事項の一部を変更しよ
うとするとき（当該変更が厚生労働省令で
定める軽微な変更であるときを除く。）は、そ
の変更について厚生労働大臣の承認を受け
なければならない。この場合においては、
第2項から前項までの規定を準用する。
- 10 第1項の承認を受けた者は、前項の厚生
労働省令で定める軽微な変更について、厚
生労働省令で定めるところにより、厚生労
働大臣にその旨を届け出なければならない。
- 11 第1項及び第9項の承認の申請（政令で
定めるものを除く。）は、機構を経由して行
うものとする。
（新医薬品等の再審査）
- 第14条の4 次の各号に掲げる医薬品につき
第14条の承認を受けた者は、当該医薬品に
ついて、当該各号に定める期間内に申請して、
厚生労働大臣の再審査を受けなければなら
ない。
- 一 既に第14条又は第19条の2の承認を与
えられている医薬品と有効成分、分量、
用法、用量、効能、効果等が明らかに異
なる医薬品として厚生労働大臣がその承
認の際指示したもの（以下「新医薬品」
という。）次に掲げる期間（以下この条
において「調査期間」という。）を経過し
た日から起算して3月以内の期間（次号
において「申請期間」という。）
- イ 希少疾病用医薬品その他厚生労働省
令で定める医薬品として厚生労働大臣
が薬事・食品衛生審議会の意見を聴い
て指定するものについては、その承認
のあつた日後6年を超え10年を超えな
い範囲内において厚生労働大臣の指定
する期間
- ロ 既に第14条又は第19条の2の承認を
与えられている医薬品と効能又は効果
のみが明らかに異なる医薬品（イに掲
げる医薬品を除く。）その他厚生労働省
令で定める医薬品として厚生労働大臣
が薬事・食品衛生審議会の意見を聴い
て指定するものについては、その承認
のあつた日後6年に満たない範囲内
において厚生労働大臣の指定する期間

ハ イ又はロに掲げる医薬品以外の医薬品については、その承認のあつた日後
6年

二 省 略

2～7 省 略

（外国製造医薬品等の製造販売の承認）

第19条の2 厚生労働大臣は、第14条第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品であつて本邦に輸出されるものにつき、外国においてその製造等をする者から申請があつたときは、品目ごとに、その者が第3項の規定により選任した医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者に製造販売をさせることについての承認を与えることができる。

2 申請者が、第75条の2の2第1項の規定によりその受けた承認の全部又は一部を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者であるときは、前項の承認を与えないことができる。

3 第1項の承認を受けようとする者は、本邦内において当該承認に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品による保健衛生上の危害の発生の防止に必要な措置を採らせるため、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者（当該承認に係る品目の種類に応じた製造販売業の許可を受けている者に限る。）を当該承認の申請の際選任しなければならない。

4 第1項の承認を受けた者（以下「外国製造医薬品等特例承認取得者」という。）が前項の規定により選任した医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者（以下「選任外国製造医薬品等製造販売業者」という。）は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該承認に係る品目の製造販売をすることができる。

5 第1項の承認については、第14条第2項（第1号を除く。）及び第3項から第11項まで並びに第14条の2の規定を準用する。

6 前項において準用する第14条第9項の承認については、第14条第11項及び第14条の2の規定を準用する。

この医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものとは、いわゆる「スイッチOTC薬」と呼ばれているものです（上記1（参考2）参照）。具体的には、告示に掲げるもの（アシクロビル、アシタザノラストなど現在82成分が定められています。）、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とされています（措令26の27の2②⑤、平成28年3月厚生労働省告示第178号）。

（5）適用期間等

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、この特例の適用が受けられることとされています（措法41の17の2①）。

（6）医療費控除との選択適用

この特例は、この特例を適用しない医療費控除（上記2(1)（参考）の医療費控除です。以下「従前の医療費控除」といいます。）との選択適用とされています。つまり、この特例による医療費控除と従前の医療費控除は、制度的な選択適用とされており、いずれかの制度を選択して適用することになりますので、この特例による医療費控除を適用する場合には従前の医療費控除を適用することができず、従前の医療費控除を適用する場合にはこの特例による医療費控除を適用することができません（措法41の17の2①）。

したがって、この特例による医療費控除の適用を受ける場合には、たとえこの特例の対象となる特定一般用医薬品等購入費以外の医療費の額が適用下限額（10万円と総所得金額の5%相当額のいずれか低い方の金額）を超える場合で

あっても、従前の医療費控除を併せて適用することはできません。

(7) 控除額の計算

その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額の合計額が1万2千円を超える場合に、その超える部分の金額（8万8千円を限度）を、その居住者のその年分の総所得金額等から控除できることとされています（措法41の17の2①、措法41の17の2①による読み替え後の所法73）。

《算式》

$$\begin{aligned} \text{支払った特定} \\ \text{一般用医薬品} \\ \text{等購入費の額} - 1 \text{万} 2 \text{千円} = & \text{本特例による} \\ & \text{医療費控除額} \\ & \left(\begin{array}{l} \text{最高限度額：} \\ 8 \text{万} 8 \text{千円} \end{array} \right) \end{aligned}$$

(8) 年の途中で非居住者が居住者となった場合のこの特例の適用

その年12月31日において居住者である者でその年において非居住者であった期間を有するもの又はその年の中途において出国をする居住者でその年1月1日からその出国の日までの間に非居住者であった期間を有するものに対してこの特例を適用する場合には、従前の医療費控除と同様に、その者が居住者期間内に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額が1万2千円を超えるときに、その超える部分の金額（8万8千円を限度）を、その者のその年分の総所得金額等から控除できることとされています（措法41の17の2③、措令26の27の2③、所法102、

措令26の27の2③による読み替え後の所令258③）。

(9) この特例の適用を受ける場合の確定申告書に添付すべき書類

この特例の適用を受ける場合には、次の書類を確定申告書に添付又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととされています（措法41の17の2③、措令26の27の2④、所法120③、措令26の27の2④による読み替え後の所令262①、措規19の10の2）。

① この特例による控除を受ける金額の計算の基礎となる特定一般用医薬品等購入費につきこれを領収した者のその領収を証する書類（その領収をした金額のうち、特定一般用医薬品等購入費に該当するものの金額が明らかにされているものに限り。）

② この特例の適用を受ける居住者がその年中に取組を行ったことを明らかにする書類（氏名、取組を行った年及び取組に係る事業を行った保険者、事業者若しくは市町村（特別区を含みます。）の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限り。）

3 適用関係

上記2の制度は、平成29年1月1日以後に特定一般用医薬品等購入費を支払った場合について適用されます（措法41の17の2①）。

二十一 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 個人が支出した所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金のうち、下記(2)に掲げる法人に対するもの（所得控除による寄附金控除の適用を受けるものを除きます。以下「税額控除対象

寄附金」といいます。）については、次の①に掲げる金額が②に掲げる金額を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の40%相当額（100円未満の端数があるときは、端数切捨て）を控除することとされています。この場合において、その控除する金額が、個人

のその年分の所得税額の25%相当額を超えるときは、その25%相当額（100円未満の端数があるときは、端数切捨て）が控除限度額となります（措法41の18の3①）。

① その年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額（その年中に支出した特定寄附金等の金額が、その個人のその年分の総所得金額等の合計額の40%相当額を超える場合には、その40%相当額からその所得控除対象寄附金の額（その特定寄附金等の金額から税額控除対象寄附金の額の合計額を控除した残額をいいます。以下同じです。）を控除した残額）

② 2,000円（その年中に支出した所得控除対象寄附金の額がある場合には、2,000円からその所得控除対象寄附金の額を控除した残額）

（注）「特定寄附金等の金額」とは、所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金の額及び同条第3項又は租税特別措置法第41条の18第1項若しくは同法第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされたものの額並びに同法第41条の19第1項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額の合計額を加算した金額をいいます（措法41の18の3①）。

(2) この税額控除制度の対象となる特定寄附金の支出先は、次の①から④までに掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき、それぞれ次の①から④までに定める要件を満たすものに限ります。）に対するものとされています（旧措法41の18の3①、旧措令26の28の2①）。

① 公益社団法人及び公益財団法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと（措令26の28の2①一イ、旧措規19の10の4①）。

(イ) 実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金収入金額の占める割合が5分の1以上であること（次の要件を満た

す法人にあっては、実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金収入金額及び実績判定期間内の日を含む各事業年度における社員から受け入れた会費の額にその法人の各事業年度の公益目的事業比率（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第15条に規定する公益目的事業比率をいいます。）を乗じて計算した金額の合計額のうち寄附金収入金額に達するまでの金額の合計額の占める割合が5分の1以上であること。）。

i 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

ii 社員の議決権が平等であること。

iii 社員（役員（法人税法第2条第15号に規定する役員をいいます。以下同じです。）及び役員と親族関係を有する者（その役員の配偶者及び3親等以内の親族をいいます。以下同じです。）並びに役員と特殊の関係のある者（次に掲げる者をいいます。以下同じです。）を除きます。）の数が20人以上であること。

a その役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

b その役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

c a又はbに掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの

(ロ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度（租税特別措置法第2条第2項第18号に規定する事業年度をいいます。以下同じです。）における判定基準寄附者の数（各事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、その判定基準寄

附者と他の判定基準寄附者とを一人とみなした数をいいます。以下同じです。）の合計数に12を乗じてこれをその実績判定期間の月数で除して得た数が100以上であること。

（注） この結果、実績判定期間内の寄附者が年平均100人以上であることが人数要件となります。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらの書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条第1項の規定に準じてその法人の主たる事務所に備え置き、閲覧させること（措令26の28の2①一ロ、旧措規19の10の4⑥⑦）。

(イ) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条第4項に規定する財産目録等

(ロ) 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程

(ハ) 次の事項を記載した書類

i 寄附者（役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、その法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

ii 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

(ニ) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ハ 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度にその法人が受け入れた寄附金の支払者ごとにその支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいいます。）を作成し、これを各事業年度終了の日の翌日以後3月を経過する日から5年間その主たる事務所の所在地に保存していること（措令

26の28の2①一ハ、旧措規19の10の4⑧）。

② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された専修学校・各種学校の設置のみを目的とする法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと（措令26の28の2①二イ）。

(イ) 実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金収入金額（学校の入学に関する寄附金の額を除きます。）の占める割合が5分の1以上であること。

(ロ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に12を乗じてこれをその実績判定期間の月数で除して得た数が100以上であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの寄附金（寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金に限るものとし、学校の入学に関する寄附を除きます。）の額（当該寄附者が個人である場合には、当該各事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額とされます。以下この額を「判定基準寄附金額」といいます。）の総額に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が30万円以上であること。

なお、その実績判定期間内の日を含む各事業年度のうちその設置する特定学校等の定員等の総数が5,000に満たない事業年度（定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除きます。）にあつては、判定基準寄附者の数を当該事業年度における判定基準寄附者の数に5,000を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が500に満たない場合には、500）で除して計算した数とする緩和措置が講じられています。

（注） この緩和措置の結果、例えばその設

置する特定学校等の定員等の総数が500以下の法人にあっては実績判定期間内の寄附者が年平均10人以上であれば人数要件を満たすこととなります。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらの書類を私立学校法第47条第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含みます。）の規定に準じてその法人の主たる事務所に備え置き、閲覧させること（措令26の28の2①二ロ、旧措規19の10の4⑥⑦）。

(イ) 私立学校法第30条第1項に規定する寄附行為、同法第35条第1項に規定する役員の氏名及び役職を記載した名簿並びに同法第47条第2項に規定する財産目録等

(ロ) 上記①ロ(ロ)から(ニ)までに掲げる書類

ハ 上記①ハに掲げる要件（措令26の28の2①二ハ、旧措規19の10の4⑧）

③ 社会福祉法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと（措令26の28の2①三イ）。

(イ) 実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

(ロ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に12を乗じてこれをその実績判定期間の月数で除して得た数が100以上であり、かつ、当該各事業年度における判定基準寄附金額の総額に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が30万円以上であること。

なお、その実績判定期間内の日を含む各事業年度のうちその設置する特定学校等の定員等の総数が5,000に満たない事業年度（定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除きます。）にあっては、判定基準寄附者の数を当該事業年度における判定基準寄附者の数に5,000を乗じ

てこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が500に満たない場合には、500）で除して計算した数とする緩和措置が上記②の法人と同様に講じられています。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらの書類を社会福祉法第44条第4項の規定に準じてその法人の主たる事務所に備え置き、閲覧させること（措令26の28の2①三ロ、旧措規19の10の4⑥⑦）。

(イ) 社会福祉法第31条第1項に規定する定款、同法第36条第1項に規定する役員の氏名及び役職を記載した名簿並びに同法第44条第2項の書類

(ロ) 上記①ロ(ロ)から(ニ)までに掲げる書類

ハ 上記①ハに掲げる要件（措令26の28の2①三ハ、旧措規19の10の4⑧）

④ 更生保護法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと（措令26の28の2①四イ）。

(イ) 実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

(ロ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に12を乗じてこれをその実績判定期間の月数で除して得た数が100以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらの書類を更生保護事業法第29条第1項の規定に準じてその法人の主たる事務所に備え置き、閲覧させること（措令26の28の2①四ロ、旧措規19の10の4⑥⑦）。

(イ) 更生保護事業法第11条第1項に規定する定款、同法第16条第1項に規定する役員の氏名及び役職を記載した名簿並びに同法第29条第1項の書類

(ロ) 上記①ロ(ロ)から(ニ)までに掲げる書類

ハ 上記①ハに掲げる要件（旧措令26の28の2①四ハ、旧措規19の10の4⑧）

(注1) 「実績判定期間」とは、法人の直前に終了した事業年度終了の日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日からその直前に終了した事業年度終了の日までの期間をいいます（旧措令26の28の2③一）。

(注2) 「経常収入金額」とは、総収入金額から次に掲げる額を控除した金額をいいます（旧措令26の28の2①一イ(1)、旧措規19の10の4②）。

① 国の補助金等（国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金や国等が反対給付を受けないで交付するものをいいます。以下同じです。）

② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの

③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分

④ 資産の売却による収入で臨時的なもの

⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10月以内にその相続により贈与者が取得した財産の全部又は一部をその贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち受入寄附金総額（受け入れた寄附金の額の総額をいいます。）の10%（寄附者が所得税法施行令第217条各号に掲げる法人又は認定特

定非営利活動法人である場合にあっては、受入寄附金総額の50%）相当額を超える部分の金額をいいます。以下同じです。）に相当する部分

⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの

⑦ 寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金以外の寄附金

(注3) 「寄附金収入金額」とは、受け入れた寄附金の額の総額から次に掲げる額を控除した金額をいいます（旧措令26の28の2①一イ(1)、旧措規19の10の4③④）。

① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する部分

② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たない場合のその合計額

③ 寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金以外の寄附金の額

(注4) その法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における上記(2)①イ(イ)、(2)②イ(イ)、(2)③イ(イ)及び(2)④イ(イ)の割合の計算については、国の補助金等の金額のうち寄附金収入金額（上記(2)②の法人にあっては、学校の入学に関する寄附金の額を除きます。）に達するまでの金額は、その寄附金収入金額に加算することができます。この場合、その国の補助金等の金額は、経常収入金額に含めます（旧措令26の28の2②）。

(注5) 経常収入金額及び寄附金収入金額を算出する場合において、役員が寄附者であって、他の寄附者のうちにその役員と親族関係を有する者又はその役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者はその役員と同一の者とみなすこととされています（旧措規19の10の4⑤）。

(注6) 「判定基準寄附者」とは、法人の実績判定

期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金に限るものとし、学校の入学に関するものを除きます。）の額（同一の者が個人である場合には、各事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が3,000円以上である場合のその同一の者（その法人の役員である者及びその役員と生計を一にする者を除きます。）をいいます（旧措令26の28の2③三、旧措規19の10の4⑨）。

（注7） 上記(2)①イロ、(2)②イロ、(2)③イロ及び(2)④イロの月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています（旧措令26の28の2④）。

（注8） 「特定学校等」とは、次に掲げる施設をいいます（旧措令26の28の2③四）。

- ① 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校、専修学校及び各種学校
- ② 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限ります。）、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業が行われる施設
- ③ 児童福祉法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第39条第1項に規定する保育所、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設、同条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第44

条に規定する児童自立支援施設

（注9） 「定員等」とは、収容定員、利用定員、入所定員、児童福祉法施行規則第1条の17第3号に掲げる委託児童の定員及び同令第36条の12第3号に掲げる入居定員をいいます（旧措令26の28の2③五、旧措規19の10の4⑩）。

(3) この税額控除の特例の適用を受ける場合には、確定申告書に、控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、控除を受ける金額に関する明細書及び次に掲げる書類を添付しなければならないこととされています（措法41の18の3②、旧措規19の10の4⑩）。

① その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限ります。）

イ その寄附金の額

ロ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日

ハ その寄附金が法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨

ニ その寄附金を受領した法人の名称

② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第3条に規定する行政庁、私立学校法第4条若しくは社会福祉法第30条に規定する所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法第62条に規定する地方更生保護委員会のその法人が上記(2)①から④までの要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年内に発行されたものに限ります。）の写しとしてその法人から交付を受けたもの

2 改正の内容

(1) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除制度の導入

個人寄附に係る税額控除制度は、認定NPO法人など財政基盤が脆弱な法人が草の根の寄附をより集めやすくなるようにするため、税制面においても政策的に支援する観点から設けられ

ているものです。この点、国立大学法人等については、国などが財政的に支援することが予定されており、法人そのものに対する個人寄附に係る税額控除という形で更なる支援を行うことは不要と考えられます。

他方、今回の改正では、国立大学法人等の行う修学支援事業のために充てられる個人寄附を対象とすることで経済的な理由で修学が困難な学生が受益するという点に着目し、意欲と能力のある者が希望する教育を受けられるようにする観点から、次のとおり税額控除制度が導入されました。

① 対象法人

この税額控除制度の対象となる特定寄附金の支出先は、次のイからハまでに掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき、それぞれ次のイからハまでに定める要件を満たすものに限ります。）とされています（措法41の18の3①二、措令26の28の2②）。

イ 国立大学法人 次に掲げる要件

(イ) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと（措令26の28の2②一イ）。

- i 上記1(2)②イ(イ)に掲げる要件
- ii 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に12を乗じてこれをその実績判定期間の月数で除して得た数が100以上であり、かつ、当該各事業年度における判定基準寄附金額の総額に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が30万円以上であること。

なお、その実績判定期間内の日を含む各事業年度のうちその設置する特定学校等の定員等の総数が5,000に満たない事業年度（定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除きます。）にあっては、判定基準寄附者の数を当該事業年度における判定基準寄附者の数に5,000を乗じてこれを当該定員等

の総数（当該定員等の総数が500に満たない場合には、500）で除して計算した数とされています。

(ロ) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらの書類を国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第38条第3項の規定に準じてその法人の主たる事務所に備え置き、閲覧させること（措令26の28の2②一ロ、措規19の10の5②）。

- i 国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第38条第1項に規定する財務諸表並びに同条第2項に規定する事業報告書、決算報告書、監査報告及び会計監査報告
- ii 上記1(2)②ロ(ロ)に掲げる書類

(ハ) 上記1(2)②ハに掲げる要件（措令26の28の2②一ハ）。

ロ 公立大学法人 次に掲げる要件

(イ) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと（措令26の28の2②二イ）。

- i 上記1(2)②イ(イ)に掲げる要件
- ii 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に12を乗じてこれをその実績判定期間の月数で除して得た数が100以上であり、かつ、当該各事業年度における判定基準寄附金額の総額に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が30万円以上であること。

なお、その実績判定期間内の日を含む各事業年度のうちその設置する特定学校等の定員等の総数が5,000に満たない事業年度（定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除きます。）にあっては、判定基準寄附者の数を当該事業年度における判定基準寄附者の数に5,000を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が500に満

たない場合には、500)で除して計算した数とされています。

(ロ) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、地方独立行政法人法第34条第3項の規定に準じてその法人の主たる事務所に備え置き、閲覧させること（措令26の28の2②二ロ、措規19の10の5②）。

i 地方独立行政法人法第8条第1項に規定する定款、同法第12条に規定する役員の名簿並びに同法第34条第1項に規定する財務諸表、同条第2項に規定する事業報告書及び決算報告書並びに同条第4項に規定する監事の意見を記載した書面

ii 上記1(2)②ロ(ロ)に掲げる書類

(ハ) 上記1(2)②ハに掲げる要件（措令26の28の2②二ハ）。

ハ 独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構 次に掲げる要件

(イ) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと（措令26の28の2②三イ）。

i 上記1(2)②イ(イ)に掲げる要件

ii 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に12を乗じてこれをその実績判定期間の月数で除して得た数が100以上であること。

(ロ) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、独立行政法人通則法第38条第3項の規定に準じてその法人の主たる事務所に備え置き、閲覧させること（措令26の28の2②三口、措規19の10の5②）。

i 独立行政法人通則法第38条第1項に規定する財務諸表並びに同条第2項に規定する事業報告書、決算報告書及び監査報告

ii 上記1(2)②ロ(ロ)に掲げる書類

(ハ) 上記1(2)②ハに掲げる要件（措令26の28の2②三ハ）。

② 対象寄附金

この税額控除制度の対象となる特定寄附金は、その寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして、上記①イ又はハに掲げる法人にあっては文部科学大臣が、上記①ロに掲げる法人にあっては文部科学大臣及び総務大臣が、財務大臣とそれぞれ協議して定める要件を満たすことにつき、文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める方法により確認されたものとされています（措法41の18の3①二、措令26の28の2③⑨）。

具体的には、平成28年5月文部科学省・総務省告示第2号（以下単に「告示」といいます。）で次のとおり定められています。

イ 要件

その寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業（以下「修学支援事業」といいます。）に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして定める要件は、次に掲げる要件とされています（告示①②）。

(イ) その寄附金が、修学支援事業に充てることを目的とする基金（以下「修学支援基金」といいます。）に受け入れられ、他の経理と区分して整理されていること。

(ロ) その寄附金の用途が、当該法人が実施する次に掲げる事業であって、経済的理由により修学に困難がある学生等に対するもの（独立行政法人日本学生支援機構にあっては、次のiiに掲げるものに限り、）に限定されていること。

i 授業料、入学金又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業【いわゆる授業料減免事業をいいます。】

ii 学資金を貸与し、又は支給する事業【いわゆる奨学金事業をいいます。】

- iii 当該法人が教育研究上必要があると認めたと学生等の留学に係る費用を負担する事業【いわゆる留学生支援事業をいいます。】
 - iv 当該法人の就業規則等において定めるところにより、学生等の資質を向上させることを主たる目的として、学生等を当該法人の教育研究に係る業務に従事させ、学生等に対して手当を支給する事業【いわゆるT A、R A事業をいいます。】
- (ハ) 上記(ロ)iiに掲げる事業のうち学資金を貸与する事業を実施する場合には、貸与金の返還分が修学支援基金に繰り入れられること。
- (ニ) 当該法人に設置された修学支援基金の名称、管理方法及び当該寄附金の用途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類（以下「修学支援基金名称等確認書類」といいます。）並びに修学支援基金への受入額及び修学支援基金からの支出額等の明細書であって、監事の監査を受けたもの（以下「修学支援基金明細書」といいます。）について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを独立行政法人通則法第38条第3項（国立大学法人法第35条において準用する場合を含みます。）又は地方独立行政法人法第34条第4項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、閲覧させることとしていること。
- (ホ) 修学支援基金名称等確認書類及び修学支援基金明細書を、その作成した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間、当該法人の主たる事務所の所在地に保存することとしていること。
- ロ 方法
- 上記イの要件を満たすことについては次の方法により確認されることとされています
- す（告示③④）。
- (イ) 国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構から、当該法人に寄附をした者がこの特例による控除を受けようとする年（以下「控除予定年」といいます。）の前年の9月30日までに、文部科学大臣（公立大学法人にあつては、文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第7条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあつては、当該認可をした都道府県知事。以下「文部科学大臣等」といいます。））に対して、修学支援基金名称等確認書類を提出させ、その内容を確認すること。
- (ロ) 控除予定年の前々年以前において修学支援基金に当該寄附金の受入実績がある上記(イ)の法人にあつては、当該法人から、当該控除予定年の前年の6月30日までに、文部科学大臣等に対して、当該受入実績のある直近の年における修学支援基金明細書を提出させ、その内容を確認すること。
- (注) 寄附金が実際に修学支援事業に充てられたことを担保するため、上記(ロ)のとおりこの税額控除の適用対象寄附金の確認に際しては、直近の寄附金の使用実績等を文部科学大臣等が確認することとした上で、下記③(ロ)のとおりその確認に係る証明書の有効期限を1年としています。つまり、仮に法人が修学支援事業以外の用途に寄附金を充てたような場合には、翌年分の証明書の発行はなされないこととなります。
- ③ 添付書類
- この税額控除の特例の適用を受ける場合には、確定申告書に、控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、控除を受ける金額に関する明細書及び次に掲げる書類を添付しなければならないこととされ

ています（措法41の18の3②、措規19の10の5①二）。

イ その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限り。）

(イ) その寄附金の額

(ロ) その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日

(ハ) その寄附金を受領した法人の名称

(ニ) その寄附金が当該法人の行う修学支援事業に充てられる寄附金である旨

ロ 文部科学大臣等の次に掲げる書類の写しとしてその法人から交付を受けたもの

(イ) その法人が上記①イからハまでの要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限り。）

(ロ) その寄附金が上記②イの要件を満たすものであることにつき上記②ロの方法により確認をしたことを証する書類（その寄附金を支出する日の属する年の1月1日に発行されたものに限り。）

(注) 上記ロのとおり、この税額控除の適用の際には、上記1(3)②と異なり、2種類の証明書の添付が必要となります。このうち上記(イ)の証明書（法人要件適合証明書）については、法人の適格性を確認した書類として添付を求めており、その有効期間は実績判定期間を踏まえて5年間とされている一方で、上記(ロ)の証明書（寄附金要件適合証明書）については、寄附金が修学支援事業に充てられることを確認した書類として添付を求めており、その有効期間は上記のとおり実績を毎年度文部科学大臣等が確認する必要があることから1年間とされています（上記(ロ)の証明書については、控除予定年の1月1日に発行することが税法上の要件とされています。実際には文部科学大臣等から法人に交付される書類のフォーマット

において交付日付欄が「●年1月1日」とされています。また、納税者にとってその証明書が何年分の所得税に対応するものが分かりやすいよう「平成●年分」と明記された上で、上記(イ)と(ロ)の証明書を一枚にまとめて交付されることとなっています。)

(2) 公益法人等の個人寄附に係る税額控除制度の拡充

一定の公益性が担保され、個人寄附に係る税額控除が認められている法人について、小規模な法人の事務負担能力に配慮し、公益活動を促進する観点から、税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて次のとおり緩和しました。

① 公益社団法人及び公益財団法人並びに更生保護法人に係る要件緩和措置

これらの法人に係る上記1(2)①イ(ロ)及び④イ(ロ)の要件（いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件）について、その実績判定期間内の日を含む各事業年度のうちその法人の公益目的事業費用等の額の合計額が1億円に満たない事業年度（公益目的事業費用等の額の合計額が零である場合の当該事業年度を除きます。以下「特定事業年度」といいます。）にあっては、判定基準寄附者の数を特定事業年度における判定基準寄附者の数に1億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額（当該合計額が1,000万円に満たない場合には、1,000万）で除して計算した数とすることとした上で、実績判定期間内の各事業年度における当該判定基準寄附者からの寄附金の額の総額に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が30万円以上であることが要件に追加されました（措令26の28の2①一イ(2)、四イ(2)）。

(注) この緩和措置の結果、例えばその公益目的事業費用が実績判定期間を通じて1,000万円以下となる小規模な法人にあっては実績

判定期間内の寄附者が年平均10人以上であれば人数要件を満たすこととなります。

- ② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された専修学校・各種学校の設置のみを目的とする法人並びに社会福祉法人に係る要件緩和措置

これらの法人に係る上記1(2)②イ(ロ)及び③イ(ロ)の要件（いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件）について、その実績判定期間内の日を含む各事業年度のうちに次に掲げる事業年度にあってはそれぞれ次に定める数（次に掲げる事業年度のいずれにも該当する場合には、次に定める数のうちいずれか多い数）を判定基準寄附者の数として判定することとされました（措令26の28の2①二イ(2)、三イ(2)）。

イ その法人が設置する特定学校等の定員等の総数が5,000に満たない事業年度（その定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除きます。）当該事業年度における判定基準寄附者の数に5,000を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が500に満たない場合には、500）で除して計算した数

ロ その法人の公益目的事業費用等の額の合計額が1億円に満たない事業年度（公益目的事業費用等の額の合計額が零である場合の当該事業年度を除きます。以下「特定事業年度」といいます。）当該特定事業年度における判定基準寄附者の数に1億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額（当該合計額が1,000万円に満たない場合には、1,000万）で除して計算した数

（注）「公益目的事業費用等」とは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第2条第4号に規定する公益目的事業に係る費用、私立学校法第26条第3項（同法第64条第5項において読み替えて準用する場合を含みます。）に規定する私立学校

の経営に関する会計に係る業務として行う事業に係る費用、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る費用又は更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業に係る費用をいいます（措令26の28の2③六）。これらの事業に係る会計は、公益認定法第19条、私立学校法第26条第3項、社会福祉法第26条第2項及び更生保護事業法第6条第2項により他の事業に係る会計と区分して経理することが求められているので、これらの法令に基づいて経理されたそれぞれの事業費用がこれに当たります。なお、公益目的事業費用等の額を基準にしているのは法人が実際に事業に投下した額であり、この金額をもってその法人の現実の活動量（＝事業規模）を示す指標として用いることとしたものですが、所轄庁の証明書の発行に際しての公益目的事業費用等の算定に当たっては、その法人の事業規模をより正確に反映させる観点から、これらの区分経理された費用の額のうち臨時偶発的に発生するいわゆる「経常外費用」や公益認定法において特別に設けている「みなし費用」については除外して算定することが認められています。

(3) 平成28年分の所得税等についての経過措置

上記(1)②ロ(イ)の確認について、控除予定年が平成28年である場合には、控除予定年の前年の9月30日までとしている要件は、平成28年9月30日までとする経過措置が設けられています（告示附則②）。

また、上記(1)③イ及びロの書類についてはその寄附金を支出する日以前5年内又はその寄附金を支出する日の属する年の1月1日に発行されたものという要件が設けられていますが、平成28年分の所得税の確定申告書に添付するものについては、上記(1)①の法人に平成28年中に発行されたものであることを要件とし、平成29年

分の所得税の確定申告書に添付する上記(1)③ロの書類については平成29年1月1日以前に発行されたものであることを要件とする経過措置が設けられています（改正措規附則19②③）。

また、上記1(3)②の書類についてはその寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものという要件が設けられていますが、平成28年分の所得税の確定申告書に添付するものについては、上記(2)の要件緩和の適用を受ける特定事業年度を有する法人に対して平成28年中に発行されたものであることを要件とする経過措置が設けられています（改正措規附則19②）。

(注1) 上記1(3)及び2(1)③の確定申告書に添付すべき書類については、寄附金受領者の事務コスト等を軽減するため、書面で交付したものに代えて、電子メール等により送付した電子データを印刷したものを添付することを可能とする措置が平成30年分以後の所得税について講じられています（措規19の10の5⑩）。詳しくは前掲の「**所得税法等の改正**」の「**十二 確定申告書等に添付すべき証明書等の範囲の拡充**」をご参照ください。

(注2) 認定NPO法人（特定非営利活動促進法の認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人をいいます。）に対する個人寄

附については、「認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除制度（措法41の18の2）」により、寄附金控除（所得控除）の対象とされるとともに、この制度と同様の税額控除の特例が講じられていますが、平成28年6月1日に可決・成立した「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）」において特定非営利活動促進法の「仮認定特定非営利活動法人」の名称を「特例認定特定非営利活動法人」に改めることとされ、これに伴い、この所得税の特例の対象法人である仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人とする所要の整備が行われました（措法41の18の2①）。なお、この改正は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の公布の日（平成28年6月7日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

3 適用関係

上記2(1)及び(2)の改正は、平成28年分以後の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則57、改正措令附則2）。

二十二 国税通則法の延滞税の計算期間の改正に伴う所要の改正

1 現行制度の概要

(1) 修正申告の特例の概要

次の特例等については、その適用を受ける確定申告書を提出した後に、その確定申告書の提出の時と事情等が異なることとなった場合において、その特例等の適用を受けた確定申告書に記載した課税標準等又は税額等が過少となるなどには、一定期間（4月等）以内に、その特例等の適用を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、その一定期間以内

にその申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならないこととされています（旧所法151の2②、旧措法28の3⑦、30の2⑤、31の2⑦、33の5①、36の3①、37の2①、37の8①、41の3①、41の19の4⑭）。

(注) 例えば、取用で支払を受けた補償金により代替資産の取得をする見込みであったことから、下記⑤の「取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33）」の適用を受けた場合において、実際の取得価額が確定申告書の提出の時における見積取得価額より少

なかったときは、その見積取得価額を基礎として計算された所得税について、実際に資産の取得をした日から4月以内に修正申告をしなければならないこととされています。

- ① 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（所法60の2）
- ② 転廃業助成金等に係る課税の特例（措法28の3）
- ③ 山林所得に係る森林計画特別控除（措法30の2）
- ④ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の2）
- ⑤ 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33）
- ⑥ 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の2）
- ⑦ 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例等（措法36の2等）
- ⑧ 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例等（措法37等）
- ⑨ 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の7）
- ⑩ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措法41）
- ⑪ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（措法41の19の4）

また、その修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、その修正申告書に記載すべきであった所得金額、所得税の額その他の事項につき更正を行うこととされています（旧所法151の2③、旧措法28の3⑧、30の2⑥、31の2⑧、33の5②、36の3④、37の2③、37の8②、41の3②、41の19の4⑮）。

つまり、この特例の修正申告は、国税通則法第19条の修正申告とは異なり、義務として定められています。

（2）修正申告の特例に対する国税通則法の規定の適用

上記(1)の修正申告の特例による修正申告書（以下「義務的修正申告書」といいます。）についての国税通則法の規定の適用については、その定められた提出期限内に提出された義務的修正申告書は同法上の期限内申告書とみなし、その定められた提出期限を過ぎて提出された義務的修正申告書や上記(1)の更正については、同法上の「法定申告期限」又は「法定納期限」をその「義務的修正申告書の提出期限」と読み替えて同法の規定を適用することとされています（旧所法151の2④、旧措法28の3⑨、30の2⑦、31の2⑨、33の5③、36の3⑤、37の2④、37の8③、41の3③、41の19の4⑯）。つまり、義務的修正申告書がその提出期限内に提出された場合には、その義務的修正申告書の提出に基づく税額について過少申告加算税や延滞税は課されないこととなります。

2 改正の内容

国税通則法の改正により延滞税の計算期間について見直しが行われました。具体的には、期限内申告書又は期限後申告書の提出後に減額更正がされ、その後更に増額更正又は修正申告（以下「増額更正等」といいます。）があった場合には、その増額更正等により納付すべき税額について、その期限内申告書又は期限後申告書により納付すべき税額の納付があった日の翌日からその増額更正等までの間（その減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、その減額更正がされた日から1年を経過する日までの期間を除きます。）は、延滞税を課さないこととされました（通法61②）（この特例を以下「新たな延滞税の計算期間の特例」といいます。）。この改正の詳細については後掲の「**国税通則法等の改正**」の「二 延滞税の計算期間等の見直し」をご参照ください。

上記1の所得税における義務的修正申告書は、改正前の制度においても、その定められた提出期限を国税通則法の法定申告期限として（つまり、

義務的修正申告書を当初申告書と位置付けて）同法の規定が適用されていましたので、この新たな延滞税の計算期間の特例の規定（通法61②一）についても、上記の「期限内申告書又は期限後申告書」を「義務的修正申告書」と読み替えて適用することとされました。つまり、義務的修正申告書の提出後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合には、その増額更正等により納付すべき税額について、その義務的修正申告書により納付すべき税額の納付があった日の翌日からその増額更正等までの間（その減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、その減額更正がされた日から1年を経過する日までの期間を除きます。）は、延滞税を課さないこととされました（所法151の4④、措法28の3⑨、30の2⑦、31の2⑨、33の5③、36の3⑤、37の2④、37の8③、

41の3③、41の19の4⑩）。

（注）平成28年度税制改正で新たに設けられた贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60の3）の規定の適用を受けた居住者について生じた「遺産分割等があった場合の修正申告の特例（所法151の6）」及び「居住用財産の譲渡所得の特別控除制度の特例の適用を受けた者の修正申告の特例（措法35⑧～⑩）」についても同様とされています（所法151の6③、措法35⑩）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成29年1月1日以後に義務的修正申告書の提出期限が到来する所得税について適用されます（改正法附則14②、67①、69、70①④、76②、82②）。

二十三 農業協同組合法等の改正に伴う所要の改正（農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例等に関する経過措置等の改正）

1 改正前の制度の概要

(1) 旧農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例

個人が、昭和60年12月31日までの間に、その個人の有する農地等を農業生産法人に現物出資した場合には、その年分の所得税につき第3期において納付すべき所得税のうち、その農地等に係る譲渡所得に対応する部分に相当する所得税の額については、担保の提供を要件として、原則として、その個人が農業生産法人の構成員でなくなった日から2月を経過する日まで、その納期限を延長する特例が設けられていました（昭和60年改正による改正前の措法41の9、措令26の8、措規19）。

（注）資産の譲渡による所得については、譲渡所得として課税されますが、この場合の「譲渡」とは、有償無償を問わず所有資産を移転させる一切の行為をいいますので、通常の売買の

ほか、上記のような法人に対する現物出資や交換、競売、公売、代物弁済、財産分与、取用、一定の他益信託に係る資産の信託などを含みます。

(2) 旧農業生産法人に現物出資した個人が死亡した場合の延納

農業生産法人に農地等を現物出資して上記(1)の納期限の延長の特例の適用を受けていた個人が死亡した場合や、農業生産法人に農地等を現物出資した個人が当該納期限の延長の特例を受ける前に死亡した場合には、その納期限の延長は打ち切られ、農地等の現物出資に伴う譲渡所得に係る所得税も納付しなければならないこととなりますが、打切り後の相続人の納税を容易にするため、税務署長は、その相続人の申請により、原則として担保を提供させた上で、3年以内の延納を許可することができることとされていました（昭和60年改正による改正前の措法

41の10、措令26の9、措規19の2）。

(3) (1)及び(2)の特例に係る経過措置

上記(1)及び(2)の特例は適用期限の到来をもって廃止されていますが、昭和60年12月31日までに行われた現物出資に係る所得税については、従前どおり納期限の延長の特例を適用する等の所要の経過措置が講じられています（旧昭和60年改正法附則12、旧昭和60年改正措令附則8、旧昭和60年改正措規附則7）。

(注)「昭和60年改正」とは、租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和60年法律第7号。「昭和60年改正法」といいます。）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和60年政令第61号。「昭和60年改正措令」といいます。）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年大蔵省令第16号。「昭和60年改正措規」といいます。）による改正をいいます。

(4) 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度

特定中小事業者が、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に、経営改善設備の取得等をして、これを国内にあるその特定中小事業者の営む指定事業の用に供した場合には、その用に供した年において経営改善設備の取得価額の30%相当額の特別償却と7%相当額（その年分の調整前事業所得税額の20%相当額を限度とし、控除できなかった金額については1年間の繰越しが可能）の税額控除との選択適用ができることとされています（旧措法10の5の2）。

(注1)「特定中小事業者」とは、認定経営革新等支援機関（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいいます。）及び認定経営革新等支援機関に準ずる法人（認定経営革新等支援機関が行う経営の改善に関する指導及び助言に準ずる指導及び助言を行うことができる法人をいいます。）による

経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けた中小事業者に該当する個人で青色申告書を提出するものをいいます（旧措法10の5の2①、旧措令5の6の2①）。

(注2)「経営改善設備」とは、経営の改善に資する資産として認定経営革新等支援機関等による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類に記載された器具及び備品で一台又は一基の取得価額が30万円以上のもの並びにその書類に記載された建物附属設備で一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のものをいいます（旧措法10の5の2①、旧措令5の6の2②）。

(注3)「指定事業」とは、卸売業、小売業のうち、風俗営業に該当する事業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を除いたものをいいます（旧措法10の5の2①、旧措令5の6の2③、旧措規5の10②③）。

2 改正の内容

(1) 農業協同組合法等の改正

競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するため、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）に基づき、農業委員会、農地を所有できる法人（農業生産法人）、農業協同組合等の見直しを内容とした「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」が第189回通常国会に提出され、平成27年8月28日に可決・成立し、同年9月4日に法律第63号として公布され、平成28年4月1日から施行されています。このうち、所得税に係る改正は次のとおりです。

① 農地法の改正

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下「農協改正法」といいます。）第3条による農地法の改正により、農業生産法人の要件について、構成員要件が「農業関係者以外の構成員の議決権が原則として総議決権の2分の1未満（改

正前：4分の1以下）であること」とされ、役員要件が「役員の過半が農業従事者であり、かつ、役員又は重要な使用人（農場長等）のうち1人以上の者（改正前：役員の過半）が農作業に従事していること」とされた上、その名称が「農地所有適格法人」に変更されました（農地法2③）。

② 農業協同組合法の改正

農協改正法第1条による農業協同組合法の改正により、農業協同組合中央会の制度が廃止され、農協改正法の施行の際に現に存する農業協同組合中央会は、農協改正法の施行後も、改正前の農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合中央会としてなお存続するものとされ、このなお存続する農業協同組合中央会を「存続中央会」ということとされました（旧農業協同組合法第3章、農協改正法附則9、10）。

③ 農業委員会等に関する法律の改正

農協改正法第2条による農業委員会等に関する法律の改正により、都道府県農業会議及び全国農業会議所は、農林水産大臣又は都道府県知事に農業委員会ネットワーク機構としての指定を受け一般社団法人に移行するか、指定を受けずに解散することとされました（旧農業委員会等に関する法律第3章、第4章、農協改正法附則32～34、36～38、40）。

④ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「再編強化法」といいます。）の改正

農協改正法第5条による再編強化法の改正により、農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会への信用事業譲渡を円滑に進めることを可能とするため、農林中央金庫に代わる新たな受け皿となる「特定承継会社」を設け、最終的には農林中央金庫がその信用事業を引き継ぐ仕組みが創設されました（再編強化法附則26～34）。

（注）「特定承継会社」とは、具体的には、

- ① 農林中央金庫が発行済株式の総数を保

有する株式会社であり、

- ② 信用事業を行う農業協同組合及び信用農業協同組合連合会から信用事業を譲り受け、当該信用事業を最終的に農林中央金庫に引き継がせることを目的として、
- ③ 預金の受入等の銀行業を営むものとして、平成38年3月31日までの間に暫定的に措置されるものをいいます。

なお、この特定承継会社は、再編強化法附則第33条において「銀行」とみなされる預貯金取扱金融機関とされています。

(2) 旧農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例等に関する経過措置等の改正

- ① 上記(1)①の改正に伴い、上記1(1)及び(2)の特例について「農業生産法人」を「旧農業生産法人」又は「農地所有適格法人」と読み替えて適用するための整備が行われました（昭和60年改正法附則12、昭和60年改正措令附則8、昭和60年改正措規附則7）。
- ② 上記1(2)の特例について、延納に係る所得税の額に相当する担保の提供及び延納期間に係る利子税の割合について所要の規定の整備が行われました（昭和60年改正法附則12②、昭和60年改正措令附則8②）。

(3) 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

上記(1)②及び③の改正に伴い、上記1(4)（注1）の認定経営革新等支援機関に準ずる法人について、農業協同組合中央会が存続中央会とされる（措令5の6の2①六）とともに、都道府県農業会議が除外されました（旧措令5の6の2①九）。

(4) その他の見直し

① 公共法人等の改正

上記(1)②及び③の改正に伴い、その支払を受ける利子等が非課税とされる（所法11①）

公共法人等の範囲から農業協同組合中央会、都道府県農業会議所及び全国農業会議所が除外されました（所法別表1）。

（注） この改正は、農協改正法附則第66条で行われています。なお、存続中央会は公共法人等とみなす経過措置が設けられています（農協改正法附則67）。

② 利子、配当等の受領者の告知制度の改正

上記(1)④の改正に伴い、利子、配当等の受領者の告知制度（詳細については、前掲の「**租税特別措置法等（金融・証券税制関係）の改正**」の「六 告知又は告知書等に記載すべき事項等の改正」をご参照ください。）におけるみなし告知の特例等の対象となる金融機関の範囲に特定承継会社が追加されました（所規81の3一）。

（注1） この他、「銀行」に適用される税制上の措置を同様に特定承継会社にも適用をさせるため、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第101号）による農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（以下「再編強化法施行令」といいます。）の改正により、特定承継会社について銀行とみなして適用する法令が定められました（再編強化法施行令附則14①）。具体的には、租税特別措置法施行令第2条の4第1項及び第2条の37、所得税法施行令第32条第1号、第42条第1項第1号ロ、第73条第1項第5号及び第298条第2項並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令第2条第1号の規定が該当します。

なお、税法において金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令に規定する「銀行」を引用している規定のように、税法以外の法令が再編強化法施行令にお

いて特定承継会社について「銀行」とみなして適用する法令として定められている場合は、税法で何らの措置をせずとも間接的に、特定承継会社についてもその「銀行」を引用している規定が適用されます。

（注2） 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成28年内閣府、農林水産省令第8号）による農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（以下「再編強化法施行規則」といいます。）の改正により、租税特別措置法施行規則第4条の6の規定に特定承継会社を加える読替規定が整備されています（再編強化法施行規則附則36）。

（注3） 特定承継会社の関係では別途特定退職金共済制度の改正も行われています。詳細については、前掲の「**所得税法等の改正**」の「十三 中小企業退職金共済法の改正等に伴う特定退職金共済制度等の改正」の3(1)①ハをご参照ください。

（参考1） **農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律**（平成8年法律第118号）附則（抄）

（特定承継会社に係る農林中央金庫法等の特例）

第26条 農林中央金庫は、平成38年3月31日までを限り、農林中央金庫法第72条の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、特定承継会社（特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的として、銀行法第10条及び第11条に規定する業務を営む会社をいう。以下同じ。）を子会社（農林中央金庫法第24条第4項に規

定する子会社をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 特定承継会社は、銀行法第4条第1項の規定にかかわらず、同法第2条第2項に規定する銀行業を営むことができる。

（特定承継会社に係る銀行法等の適用関係）

第33条 前条に定めるもののほか、特定業務を営む特定承継会社については、銀行とみなして、銀行法（第1条から第4条まで、第6条、第8条第2項及び第3項、第10条、第11条、第7章、第7章の3（第52条の11から第52条の14までを除く。）並びに第53条第2項、第3項及び第5項その他政令で定める規定を除く。）の規定その他銀行に適用される法令のうち政令で定めるものの規定（他の法令において、これらの規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

2 省 略

（参考2） 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成9年政令第8号）附則（抄）

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係）

第14条 法附則第33条第1項の政令で定める法令は、次のとおりとする。

一～二十八 省 略

二十九 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）

三十～三十三 省 略

三十四 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）

三十五～五十二 省 略

五十三 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成9年政令第363号）

五十四～六十五 省 略

2 省 略

（参考3） 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省、農林水産省令第1号）附則（抄）

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係）

第36条 法附則第33条第1項の規定により令附則第14条第1項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第4条の6	次に掲げるもの	次に掲げるもの及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号）附則第26条第1項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）
以下略	以下略	以下略

3 適用関係

(1) 上記2(2)①のうち延納に係る改正は、平成28年4月1日以後に延納の許可が行われる場合について適用し、同日前に延納の許可が行われた場合については従前どおりとされています（改正法附則150①）。

(2) 上記2(2)①のうち利子税に係る改正は、利子税のうち平成29年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては従前どおりとされています（改正法附則150②）。

（注） 上記以外の改正は、平成28年4月1日に施行されています。

二十四 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

東日本大震災復興特別区域法により認定地方公共団体（復興推進計画について福島復興再生特別措置法の規定により読み替えて適用する場合の東日本大震災復興特別区域法の認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を含みます。）の指定を受けた個人が、

(1) 東日本大震災復興特別区域法の施行の日（平成23年12月26日）から平成28年3月31日までの間に、その認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内において産業集積事業又は建築物整備事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をしてその復興産業集積区域内においてその個人のこれらの事業の用に供した場合

(2) 東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成29年3月31日までの間に復興居住区域内において賃貸住宅供給事業の用に供する一定の被災者向け優良賃貸住宅の取得等をしてその個人の賃貸住宅供給事業の用に供した場合

には、その供用年においてこれらの減価償却資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、その取得価額の25%相当額）とその取得価額の15%（建物及びその附属設備並びに構築物については、8%）相当額の税額控除（その年分の事業所得等に係る所得税額の20%相当額を限度とし、控除できなかった金額については4年間の繰越しが可能）との選択適用ができることとされています（旧震災税特法10の2①～③）。

(注) 上記(1)の建築物整備事業にあつては、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること及び次の要件のいずれかを満たす建物及びその附属設備に限ることとされています（旧

震災税特法10の2①表一、旧震災税特令12の2②）。

- ① 延べ面積が1,500㎡以上であること。
- ② 地上階数が3以上であり、かつ、避難用の屋上広場が設けられていること。
- ③ 公共施設の用に供される土地面積の割合が100分の30以上であること。
- ④ 居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備費の額が5,000万円以上であること。

2 改正の内容

(1) 建築物整備事業に係る適用対象資産の見直し
上記1(1)の場合に係る措置（以下「復興産業集積区域に係る措置」といいます。）のうち建築物整備事業に係る適用対象資産に、東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条第1項第5号口に該当する事業の用に供する建物及びその附属設備で、次のいずれかの要件を満たすものが追加されました（震災税特令12の2②ニ、震災税特規3の2①）。

- ① 延べ面積が750㎡以上であること。
- ② 公共施設の用に供される土地面積の割合が100分の30以上であること。
- ③ 居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備費の額が2,500万円以上であること。

(注) 「東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条第1項第5号口に該当する事業」とは、地域の活力の再生及び地域住民の生活の利便性の確保に資する建築物の建築及び賃貸をするものであって、内閣総理大臣が定める基準に適合するものとして内閣総理大臣が認めるものとされています（東日本大震災復興特別区域法施行規則8①五口）。この「内閣総理大臣が定める基準に適合するもの」とは、具体的には、「東日本大震災被災地域におけるまちなか再生計画に関する通知について（平成26年3月20日復本第379号内閣総理大臣通知）」の

規定に基づく内閣総理大臣の認定を受けたまま
ちなか再生計画に基づき整備される建築物です。

(2) 特別償却限度額及び税額控除率の見直し

復興産業集積区域に係る措置の特別償却限度額及び税額控除率が次のとおりとされました（震災税特法10の2①③⑤）。

① 機械及び装置のうち、認定地方公共団体（認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限ります。）の指定を受けた個人が取得等をしてその認定に係る認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内において産業集積事業の用に供したものの

イ 特別償却限度額 その取得価額から普通償却額を控除した金額（改正前と同様です。）

ロ 税額控除率 15%（改正前と同様です。）

（注）「認定」とは、復興推進計画についての東日本大震災復興特別区域法第4条第9項（福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合があります。）の認定をいい、東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の変更の認定を含みます。

② 機械及び装置のうち、①に掲げるもの以外のもの

イ 特別償却限度額 次の区分に応じそれぞれ次の金額（改正前：その取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額）

(イ) 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等をしたもの その取得価額の50%相当額

(ロ) 平成31年4月1日から平成33年3月31日までに取得等をしたもの その取得価額の34%相当額

ロ 税額控除率 次の区分に応じそれぞれ次の割合（改正前：15%）

(イ) 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等をしたもの 15%

(ロ) 平成31年4月1日から平成33年3月31

日までに取得等をしたもの 10%

③ 建物及びその附属設備並びに構築物のうち、認定地方公共団体（認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限ります。）の指定を受けた個人が取得等をしてその認定に係る認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内において産業集積事業又は建築物整備事業の用に供したものの

イ 特別償却限度額 その取得価額の25%の相当額（改正前と同様です。）

ロ 税額控除率 8%（改正前と同様です。）

④ 建物及びその附属設備並びに構築物のうち、③に掲げるもの以外のもの

イ 特別償却限度額 次の区分に応じそれぞれ次の金額（改正前：その取得価額の25%相当額）

(イ) 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等をしたもの その取得価額の25%相当額

(ロ) 平成31年4月1日から平成33年3月31日までに取得等をしたもの その取得価額の17%相当額

ロ 税額控除率 次の区分に応じそれぞれ次の割合（改正前：8%）

(イ) 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等をしたもの 8%

(ロ) 平成31年4月1日から平成33年3月31日までに取得等をしたもの 6%

(3) 適用期限の延長

復興産業集積区域に係る措置の適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました（震災税特法10の2①）。

3 適用関係

上記2(1)及び(2)の改正は、個人が平成28年4月1日以後に取得等をする減価償却資産について適用し、個人が同日前に取得等をした減価償却資産については従前どおりとされています（改正法附則130、改正震災税特令附則2）。

二十五 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

東日本大震災復興特別区域法の施行の日（平成23年12月26日）から平成28年3月31日までの間に同法の認定地方公共団体（復興推進計画について福島復興再生特別措置法の規定により読み替えて適用する場合の東日本大震災復興特別区域法の認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を含みます。）の指定を受けた個人が、その指定があった日から同日以後5年を経過する日までの期間（適用期間）内の日の属する各年（適用年）の適用期間内において、その認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものの10%相当額の税額控除（その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額を限度）ができることとされています（旧震災税特法10の3①）。

2 改正の内容

(1) 税額控除率の見直し

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

の間に、認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除きます。）の指定を受けた個人がその指定をした認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額について、税額控除率が7%（改正前：10%）とされました（震災税特法10の3①）。

（注）「産業集積事業所」とは、東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業を行う事業所をいいます。

(2) 適用期限の延長

個人指定の期限が平成33年3月31日まで5年延長されました（震災税特法10の3①）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成28年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

二十六 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等制度の改正

1 改正前の制度の概要

東日本大震災復興特別区域法の規定により同法の認定地方公共団体（復興推進計画について福島復興再生特別措置法の規定により読み替えて適用する場合の東日本大震災復興特別区域法の認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を含みます。）の指定を受けた個人が、同法の施行の日

（平成23年12月26日）から平成28年3月31日までの間に、その認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内において開発研究用資産の取得等をして、その復興産業集積区域内において開発研究の用に供した場合には、その開発研究用資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額の特別償却（即時償却）ができることとされています。

また、この制度の適用により開発研究用資産に係る償却費として必要経費に算入する金額は、特別試験研究税制（措法10③）の特別試験研究費の額に該当するものとみなして、試験研究を行った場合の所得税の特別控除制度（措法10）を適用することとされています（旧震災税特法10の5③）。

2 改正の内容

(1) 特別償却限度額の見直し

特別償却限度額が次のとおりとされました（震災税特法10の5①）。

- ① 認定地方公共団体（認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限ります。）の指定を受けた個人が取得等をして、その認定に係る復興産業集積区域内において開発研究の用に供した開発研究用資産 その取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額（改正前と同様です。）

（注）「認定」とは、復興推進計画についての東日本大震災復興特別区域法第4条第9項（福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合があります。）の認定をいい、東日本大震災復興特

別区域法第6条第1項の変更の認定を含みます。

- ② ①以外に開発研究用資産 次の区分に応じそれぞれ次の金額（改正前：その取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額）
 - イ 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等をしたもの その取得価額の50%相当額
 - ロ 平成31年4月1日から平成33年3月31日までに取得等をしたもの その取得価額の34%相当額

(2) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました（震災税特法10の5①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、個人が平成28年4月1日以後に取得等をする開発研究用資産について適用し、個人が同日前に取得等をした開発研究用資産については従前どおりとされています（改正法附則131）。

二十七 被災代替資産等の特別償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

個人が、平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、

- (1) 東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含みます。以下同じです。）、構築物、機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具に代わるもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下「被災代替資産等」といいます。）の取得等をして、これらの資産をそ

の個人の事業の用に供した場合

- (2) 建物若しくは構築物又は機械及び装置で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において、これらの資産をその個人の事業の用に供した場合には、その用に供した年において、その被災代替資産等の取得価額の次の表の特別償却割合相当額の特別償却ができることとされています（旧震災税特法11①）。

被災代替資産等	特別償却割合	
	中小事業者 以外の個人 の場合	中小事業者 の場合
建物又は構築物（増築された建物又は構築物のその増築部分を含みます。）	15%	18%
機械及び装置	30%	36%
船舶、航空機又は車両及び運搬具	30%	36%

(注) 「被災区域」とは、東日本大震災により滅失をした建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。なお、この場合の滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます（旧震災税特法11①）。

2 改正の内容

(1) 被災代替資産等の見直し

対象となる被災代替資産等の範囲から次の資産が除外されました（震災税特法11①、震災税特令13②）。

- ① 船舶のうち、建設機械抵当法施行令別表に掲げる船舶（いわゆる非自航作業船）
- ② 航空機
- ③ 車両及び運搬具のうち、二輪の小型自動車、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

(2) 特別償却割合の見直し

この制度における特別償却割合が次の表のと

おりに引き下げられました（震災税特法11①）。

被災代替資産等	特別償却割合	
	中小事業者 以外の個人 の場合	中小事業者 の場合
建物又は構築物（増築された建物又は構築物のその増築部分を含みます。）	10%（改正前：15%）	12%（改正前：18%）
機械及び装置	20%（改正前：30%）	24%（改正前：36%）
船舶又は車両及び運搬具	20%（改正前：30%）	24%（改正前：36%）

(3) 被災区域の定義の明確化

被災区域の定義について、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域とされ、物理的な原因によるもの以外のものも含まれることが明確化されました（震災税特法11①）。

(4) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました（震災税特法11①）。

3 適用関係

上記2(1)及び(2)の改正は、個人が平成28年4月1日以後に取得等をする被災代替資産等について適用し、個人が同日前に取得等をした被災代替資産等については従前どおりとされています（改正法附則132、改正震災税特令附則3）。

二十八 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 個人の有する土地等（棚卸資産等を除きます。以下同じです。）で特定住宅被災市町村の区域

内にあるものが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）の施行の日（平成23年12月14日）から平成28年3月

31日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合（これらの者がこれらの者以外の者に代わり買い取る場合等を除きます。）には、その買い取られる場合は、租税特別措置法第34条第2項第1号に掲げる場合に該当するものとみなして、「特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（2,000万円特別控除）」の適用ができることとされています（旧震災税特法11の5②）。

（注）「特定住宅被災市町村」とは、東日本大震災により被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村となった市町村をいい、具体的には次の①及び②の要件を満たす市町村をいいます（被災市街地復興特別措置法施行規則17）。

- ① 市町村の区域内における災害により滅失した住宅の戸数が、100戸以上又はその市町村の区域内にある住宅の戸数の1割以上であること。
- ② 市町村を包括する都道府県及びその都道府県に隣接する都道府県の区域内における災害により滅失した住宅の戸数がおおむね4,000戸（市町村の区域内における災害により滅失した住宅の戸数が200戸以上である場合にあってはおおむね2,000戸、400戸以上又はその区域内にある住宅の戸数の2割以上である場合にあってはおおむね1,200戸）以上であること。

(2) 租税特別措置法とこの特例の関係

租税特別措置法では、市町村や独立行政法人都市再生機構等が住宅建設や宅地造成の事業用地として土地等を買う取るときには、1,500万円特別控除の対象とされていますが、特定住宅被災市町村の区域については特に東日本大震災の復旧事業等を支援するために、住宅建設や宅地造成の事業用地の買収かどうかに関わらず、公的主体の用地取得について、2,000万円特別

控除の適用ができることとされています。

(3) 添付書類

この特例の適用を受ける場合には、確定申告書に土地等の買取りをする者の当該土地等を買取った旨を証する書類（当該買取りが当該買取りをする者以外の者に代わり行われたものである場合にはその旨並びに当該買取りをする者以外の者の名称及び所在地の記載があるものに限ります。）を添付する必要があります（旧震災税特規3の7④）。

2 改正の内容

「平成28年度以降の復旧・復興事業について（平成27年6月24日復興推進会議決定）」において平成28年度からの5年間について「復興・創生期間」と位置付けられたことや、引き続き被災地の復興という緊急性があり、この特例は復興事業の早期促進に効果があると考えられることから、この特例の適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました（震災税特法11の5②）。

なお、この特例は、前述のとおり、東日本大震災の復旧事業等を支援するために設けられたものですが、適用対象となる事業について法令上規定されておらず、東日本大震災の発生からの期間も経過し、特定住宅被災市町村の区域内においても東日本大震災からの復興のための事業以外の事業が行われる場合も生じると考えられることから、この特例の適用期限の延長と併せて、適用対象となる事業は東日本大震災からの復興のための事業に限られることが明確化されました（震災税特法11の5②、震災税特規3の7④）。

（参考）「平成28年度以降の復旧・復興事業について」（平成27年6月24日復興推進会議決定）
（抄）

2 復興期間

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）において、復興期間を10年としている。平成28年度からの5年間については、被災地

の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から、「復興・創生期間」と位置付けることとする。

に行う土地等の譲渡について適用され、個人が同日前に行った土地等の譲渡については従前どおりとされています（改正法附則133）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成28年4月1日以後

二十九 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

個人が、平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、次の表の譲渡資産（棚卸資産又は棚卸資産に準ずる資産を除きます。）のうち事業又は事業に準ずるものの用に供しているものの譲渡をした場合において、その譲渡の日の属する年の12月31日までに、同表の買換資産の取得（建設及び製作を含み、贈与、交換又は現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものを除きます。以下同じです。）をし、かつ、その取得の日から1年以内に、その買換資産をその個人の事業の用に供したとき（その期間内にその事業の用に供しなくなったときを除きます。）、又は供する見込みであるときは、取得価額の引継ぎによる課税繰延べが認められています（旧震災税特法12①）。

	譲渡資産	買換資産
(1)	被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物（その附属設備を含みます。）若しくは構築物で、平成23年3月11日前に取得されたもの	国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は国内にある事業の用に供される減価償却資産
(2)	被災区域である土地以外の土地の区域（国内に限ります。）内にある土地若しくは土地の上に存する権利、建物（その附属設備を含みます。）又は構築物	被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

(注1) 「被災区域」とは、被災代替資産等の特別償却制度（前述の「二十七 被災代替資産等の特別償却制度の改正」の2(3)をご参照ください。）の被災区域をいいます（旧震災税特法12①表一）。

(注2) 1の譲渡資産又は買換資産がこの特例又は租税特別措置法の特定事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例の2以上の譲渡資産又は買換資産に該当する場合には、その譲渡資産又は買換資産の全部又は一部は、その者の選択により、その該当する2以上の譲渡資産又は買換資産のいずれか1の資産に該当するものとしてこれらの特例が適用されます（旧震災税特法14⑩⑪）。

2 改正の内容

(1) 買換資産の見直し

上記1の表の(1)に係る買換資産が、次の資産に限定されました（震災税特法12①表一）。

- ① 東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」といいます。）内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は特定被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産
- ② 被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

この改正に伴い、改正後の上記1の表の(1)の種類の買換えにつき、この特例の適用を受ける場合において、買換資産が上記①の減価償却資産であるときは、確定申告書に、その買換資産の所在地を管轄する市町村長のその買換資産の所在地が特定被災区域内であることを証する書

類を添付しなければならないこととされました（震災税特規4②二）。

(2) 適用期限の延長

この特例の適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました（震災税法12①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、個人が平成28年4月1日以

後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合のその買換資産について適用し、個人が同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及び個人が同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした買換資産については従前どおりとされています（改正法附則134①）。

三十 復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社で平成28年3月31日までに同項の規定により指定を受けたもの（以下「復興指定会社」といいます。）により発行される株式（その指定の日から同日以後5年を経過する日までの間に発行されるものに限り、以下「復興株式」といいます。）を払込み（その株式の発行に際してするものに限り、以下「復興株式」といいます。）により取得をした場合には、その復興指定会社は特定新規中小会社と、その復興株式は特定新規株式とそれぞれみなして、「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法41の19）」を適用することとされています（旧震災税法13の3）。

(注) 「指定会社」とは、東日本大震災復興特別区域法の認定復興推進計画に定められた農林水産業、社会福祉、環境の保全その他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて復興推進計画の区域における東日本大震災からの復興の円滑化かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼす一定の事業を実施する株式会社のうち、復興推進事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他一定の

要件に該当するものとしてその作成した認定復興推進計画につき内閣総理大臣の認定を受けた地方公共団体が指定したものをいいます（東日本大震災復興特別区域法42①、東日本大震災復興特別区域法施行規則23）。

2 改正の内容

前述の「二十八 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例の改正」で述べたとおり、「平成28年度以降の復旧・復興事業について（平成27年6月24日復興推進会議決定）」において、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から、平成28年度からの5年間を「復興・創生期間」と位置付け、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、現在の取組を着実に進め、必要な支援を確実に実施することとされています。

そこで、引き続き投資リスクが高く資金調達面に問題を抱える地域の課題の解決のための一定の事業を行う復興指定会社を支援する観点から、上記1の東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限が、平成33年3月31日まで5年延長されました（震災税法13の3）。